

旭市子ども・子育て 支援事業計画

～子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち“あさひ”～



平成27年3月

旭 市

はじめに

現在の人口減少や急速な少子高齢化の進行は、人口構造をアンバランスにし、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的な社会・経済へ深刻な影響を与えるものと懸念されています。また、都市化の進展や、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、「子ども・子育て支援の質・量ともに不足した状況」や「子育ての孤立感と負担感の増加」など子育てをめぐる課題に対し、子育てを社会全体で支援する新しい仕組みを構築していくことが必要となっています。



国においては、平成24年8月に「子ども・子育て関連三法」を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施されることとなりました。子ども・子育て支援新制度では、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいくこととなります。

本市では、これまで「旭市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子どもの視点、保護者の視点、地域の視点に着目して、各種子育て支援事業に取り組んできました。このたび、「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたり、「子ども・子育て支援法」に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と、その他の法に基づく業務の円滑な実施を定めた5年を1期とする「旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子どもや子育てを取り囲む状況は依然として厳しいものがありますが、今後、本計画の基本理念である「子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち“あさひ”」の実現をめざして、各種施策の推進に努めてまいります。

市民、事業者の皆様には、本書をご覧いただき、本市の子ども・子育て支援について、より一層のご理解とご協力をいただければ幸いです。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「旭市子ども・子育て会議」の委員の皆様、ニーズ調査やパブリック・コメント（意見募集）にご協力いただきました市民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成27年3月

旭市長 明智 忠直

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象	5
4 計画の期間	5
5 圏域の設定	6
第2章 子どもをめぐる状況	7
第1節 子どもとその家庭をめぐる状況	9
第2節 調査結果の概要	16
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	29
2 基本的視点	30
3 基本目標	31
4 施策の体系	34
第4章 施策の展開	41
基本目標1 安心して子育てできる地域づくり	43
基本目標2 親と子の健康づくり	51
基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり	57
基本目標4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり	63
基本目標5 保護が必要な子どもの支援体制づくり	68
第5章 子ども・子育て支援事業計画の概要	73
第1節 新制度における事業の概要	75
第2節 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計	81
第6章 施設型・地域型保育給付等事業計画	87
第1節 施設型給付（法定給付）	89
第2節 地域型保育給付（法定給付）	91
第7章 地域子ども・子育て支援事業計画	93
第1節 相談支援	95
第2節 訪問系事業	97
第3節 通所系事業	98
第4節 その他の事業	101

第8章 資料編	103
1 旭市子ども・子育て会議条例	105
2 旭市子ども・子育て会議委員名簿	107
3 施設一覧	108



第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

旭市では、平成22年3月に「旭市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「子どもが健やかにいきいきと親と地域が笑顔でふれあう 旭市未来子どもプラン」を基本理念に、保育サービスの充実や地域の子育て支援体制の充実等の事業に取り組んできました。

国では平成15年7月には「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」が制定され、「少子化社会対策基本法」に基づき平成16年6月には「少子化社会対策大綱」、同年12月には「子ども・子育て応援プラン」が制定されました。「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けています。

しかし、このような取り組みにも関わらず、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援の質と量の確保が十分でないこと、子育て家庭の不安感と負担感が増加していること、子育てをしながら働ける社会的なしくみが十分でないと感じていること等の課題があることから、安心して子どもを産み育てられる環境をめざして、平成24年8月に「子ども・子育て関連三法」が制定されました。この「子ども・子育て関連三法」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年に施行され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることが明記されています。

このような動向を受けて、旭市においても、子どもの健やかな成長のために環境が十分に確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び子育てに関連する施策の展開を図るため、新たな計画を策定することが求められています。

「旭市次世代育成支援行動計画（後期計画）」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、これまでの取組の成果を踏まえて、新たに「旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定することといたします。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「子ども・子育て支援法」の第61条により、本市が今後取り組むべき子ども・子育て支援についての方向性を定めたものです。

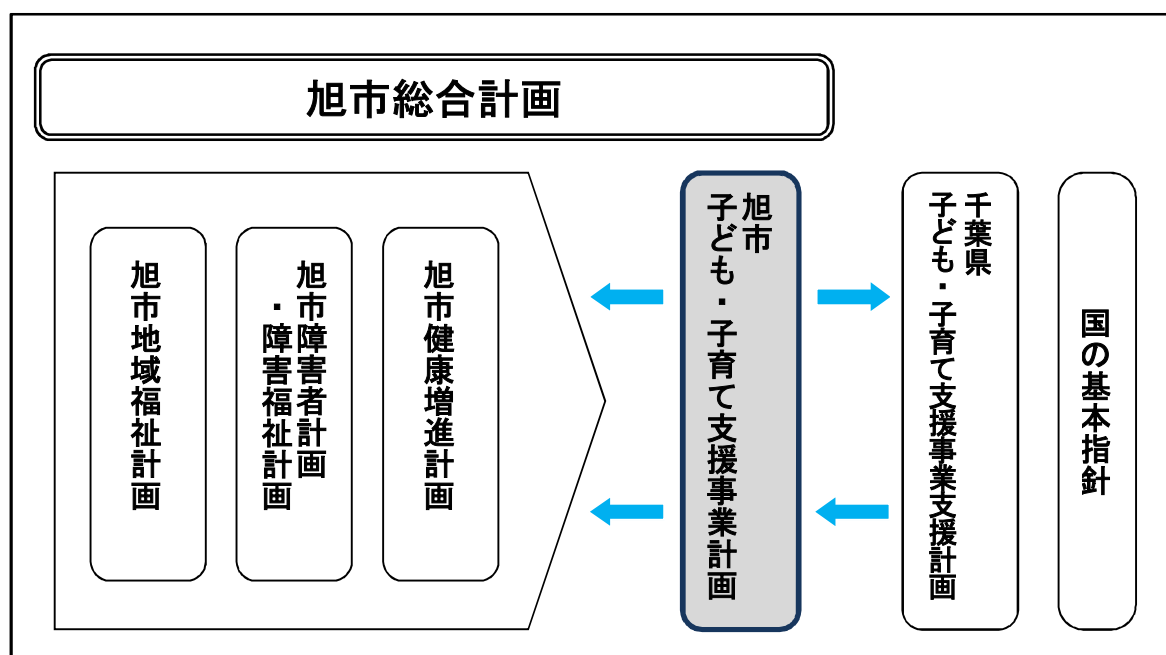
■子ども・子育て支援法

第六十一条 市町村は、基本方針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- (2) 本計画は「次世代育成支援対策推進法」に配慮した計画です。次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長することとなりました。これにより、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

本市では、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に取り入れ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく、市町村行動計画の性格を合わせ持った計画を策定します。

- (3) 本計画は「旭市総合計画」（平成19年度～28年度）を実現する具体的な方策のひとつとして位置付けられるものであり、計画の推進にあたっては「旭市障害者計画・障害福祉計画」など関連計画との整合を図りつつ進めていくものとし、今後策定される関連計画に対しても、本計画の理念や方向性を十分反映するよう働きかけていくものとします。



3 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、学校、地域、企業等すべての個人、及び団体が対象となります。なお、本計画における「子ども」とはおおむね18歳未満とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

本計画及び関連計画の期間

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
旭市総合計画		後期基本計画					
旭市子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画	見直し	子ども・子育て支援事業計画				
旭市障害者計画		第2次計画			第3次計画		
旭市障害福祉計画	第3期計画		第4期計画		第5期計画		
旭市地域福祉計画		地域福祉計画			地域福祉計画		
旭市健康増進計画				健康増進計画			

5 圏域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項に規定する市町村が定める区域については、利用者の多様な教育・保育ニーズ等への対応や地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、保護者の通勤等による通園形態等も考慮すると共にすべての子どもたちが等しく支援を受けられるよう、市全域を一つの単位として圏域の設定をします。





第2章 子どもを めぐる状況



第1節 子どもとその家庭をめぐる状況



1 人口・世帯の動向

(1) 総人口と年少人口割合の推移

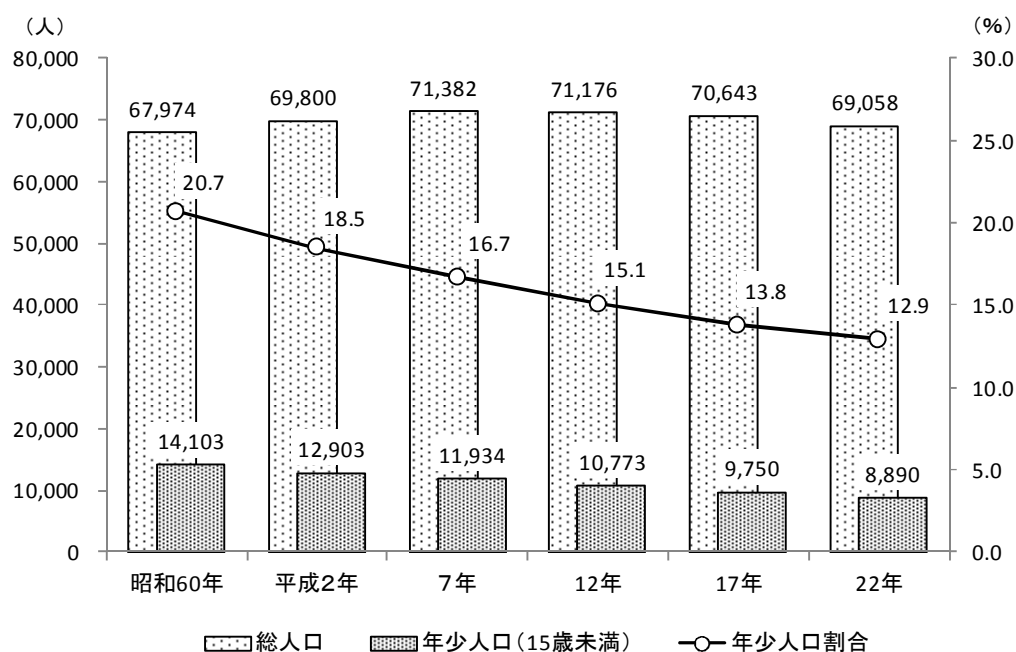
本市の総人口の推移についてみると、昭和60年以降平成7年にかけては増加傾向にあり、昭和60年が67,974人であったのに対して、平成7年では71,382人と10年間で約3,408人の増加がみられました。

しかし、その平成7年をピークとしてそれ以降は減少傾向に転じ、直近の国勢調査である平成22年では69,058人と平成7年と比べて2,324人の減少となっています。

15歳未満の年少人口の推移についてみると、昭和60年以降一貫して減少を続けており、昭和60年が14,103人であったのに対して、平成22年では8,890人となっています。

また、総人口に占める年少人口の割合についても同様に低下を続けており、昭和60年が20.7%であったのに対して、平成22年では12.9%となっています。

総人口と年少人口割合の推移

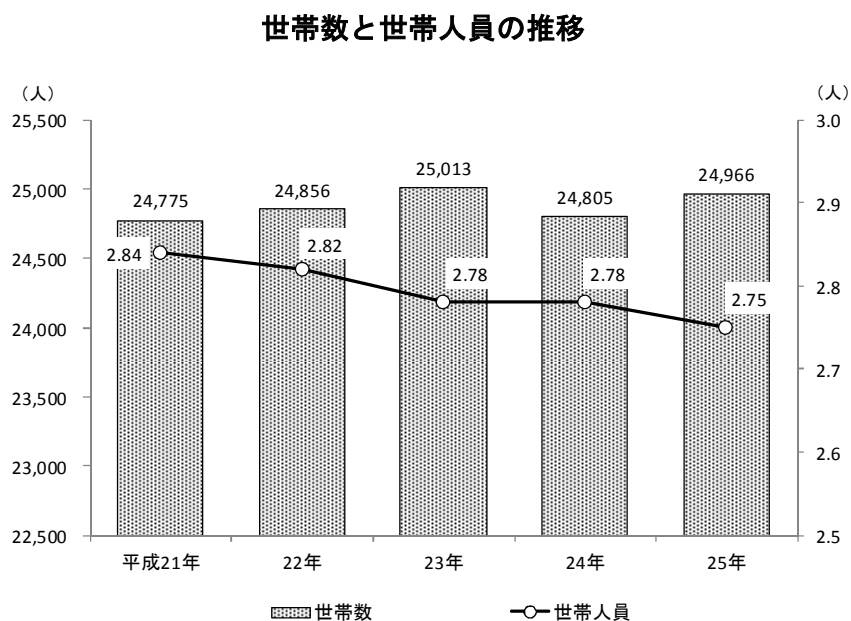


資料：国勢調査／各年10月1日現在

（２）世帯数と世帯人員の推移

本市の世帯数の推移についてみると、平成21年の24,775世帯から平成23年には約240世帯増加し25,000世帯を超え、平成25年でも24,966世帯となっています。

それに対し、1世帯当りの世帯人員では、平成21年の2.84人から平成25年には2.75人と、徐々に減少しています。



資料：統計あさひ／各年１０月１日現在

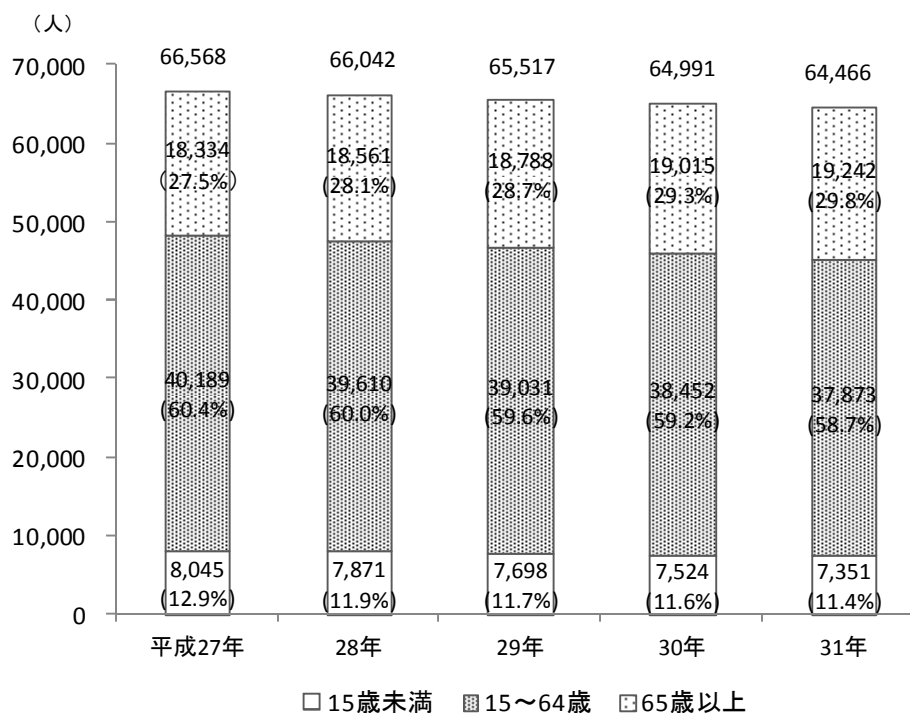
2 人口の推計

(1) 計画期間における年齢3区分別推計人口

住民基本台帳人口（日本人＋外国人）に基づき、コーホート変化率法によって将来人口の推計を行ったところ年々減少を続け、平成31年の総人口は64,466人となることが予測されます。

年齢3区分別でみると、15歳未満の年少人口とその割合はわずかながらの減少傾向で推移し、平成31年における年少人口は7,351人、その割合は11.4%となることが予測されます。一方、65歳以上の高齢者人口とその割合は増加傾向で推移し、平成31年における高齢者人口は19,242人、その割合は30%に近づくと予測されます。このようなことから、今後も一層の人口減少と少子高齢化が同時に進行することが予測されます。

計画期間における年齢3区分別推計人口

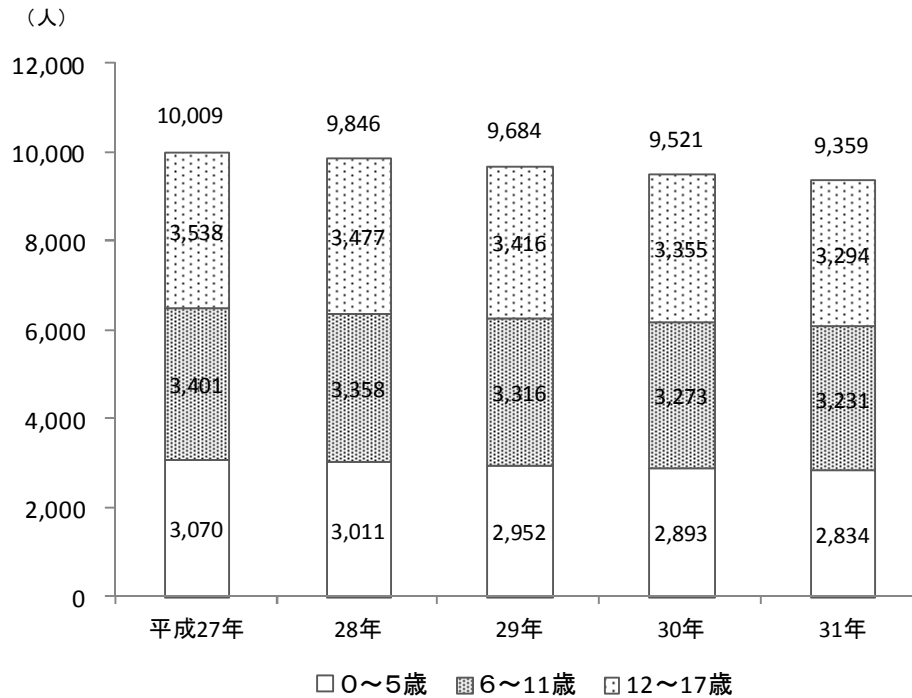


資料：旭市公共施設白書／各年10月1日現在

（２）計画期間における推計児童人口

推計児童人口についてみると、平成31年には0～5歳の人口は2,834人、6～11歳は3,231人、12～17歳は3,294人になると推計されます。

計画期間における年齢３区分別推計児童人口



資料：旭市公共施設白書／各年１０月１日現在

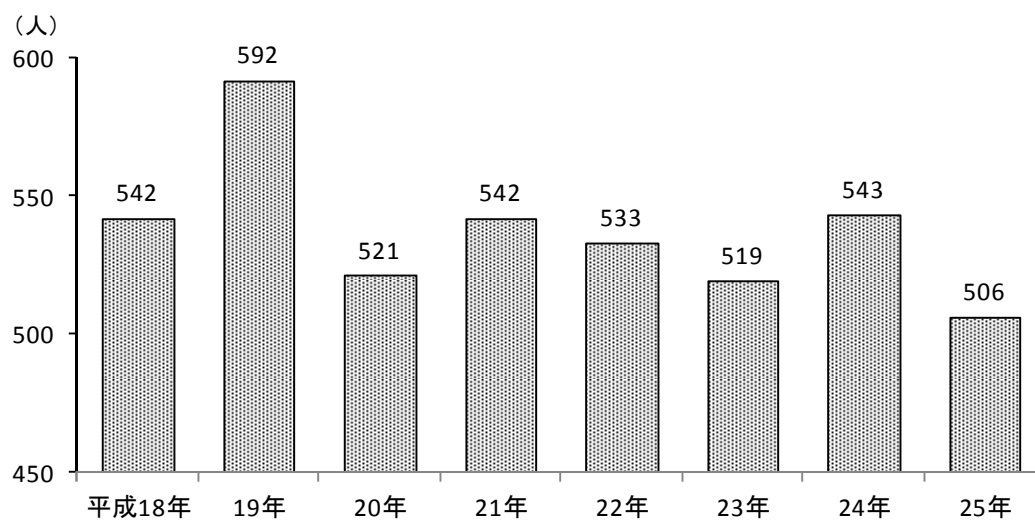
3 出生の動向

(1) 出生数の推移

本市の出生数（１年間に生まれた子どもの数）は平成12年から平成14年にかけて600人を超えていました。しかし、平成15年以降はそれ以前に比べて減少し、500人台で推移しています。

平成25年における出生数は506人であり、近年で最も多かった平成19年の592人から86人（14.5％）減少しています。

出生数の推移



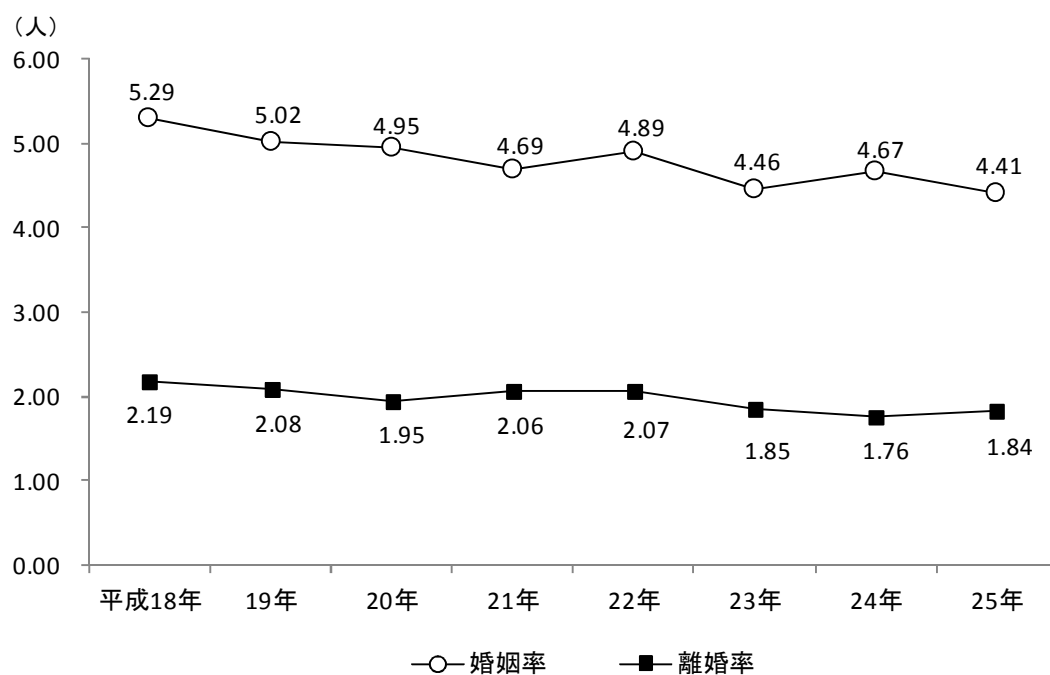
資料：千葉県衛生統計年報／各年１０月１日現在

（２）人口千人に対する婚姻率と離婚率の推移

人口千人に対する本市の婚姻率については、減少傾向にあり、平成18年の5.29人に対して、平成25年では4.41人となっています。

一方、人口千人に対する本市の離婚率は、過去３年、平成23年1.85人、平成24年1.76人、平成25年1.84人と、ほぼ横ばいの状態です。

人口千人に対する婚姻率と離婚率の推移



資料：千葉県衛生統計年報／各年１０月１日現在

4 保育入所児童数の推移

保育所の最近5年間の入所児童数は次のとおりになっています。かねてから減少傾向にありましたが、平成23年度を境に増加に転じており、平成25年4月1日現在では1,709人となっています。

これは、本市の子育て支援施策の重点課題として、平成23年度から産後休暇・育児休暇を終える母親の職場復帰への支援を進めてきたことなどにより、潜在的な子育て家庭への支援につながったものと分析しています。

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児	41	42	42	36	44
1歳児	154	129	159	187	165
2歳児	227	257	213	260	281
3歳児	394	375	413	349	388
4歳児	408	435	404	448	377
5歳児	449	414	443	413	454
合 計	1, 673	1, 652	1, 674	1, 693	1, 709

資料：統計あさひ（旭市統計書）／各年4月1日現在

5 幼稚園入園児童数の推移

幼稚園の最近5年間の入園児童数は次のとおりになっています。減少傾向にありましたが、平成23年度から横ばいの状態が続いており、平成25年5月1日現在では、市内からの通園児は449人となっています。

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
3歳児	145	143	138	153	146
4歳児	165	151	148	151	155
5歳児	175	168	154	147	148
合 計	485	462	440	451	449

資料：統計あさひ（旭市統計書）／各年5月1日現在

第2節 調査結果の概要



1 調査実施の目的

教育・保育・地域子育て支援の充実を図るための「（仮称）旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育て中の皆様の現状や意見、子育てに関するニーズなどを把握するため調査を実施した。

2 調査の種類

調査名	調査対象
1. 就学前児童調査	就学前児童がいる2,596世帯
2. 小学生児童調査	小学生児童がいる2,782世帯

※平成25年10月1日現在、旭市に住民票があり、小学生以下のお子さんのいる世帯が対象。

3 調査方法と回収状況

調査方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：平成25年12月2日（月）～平成26年1月20日（月）

<回収状況>

調査名	発送数	回収数	回収率
1. 就学前児童調査	2,596世帯	1,317世帯	50.7%
2. 小学生児童調査	2,782世帯	1,288世帯	46.3%

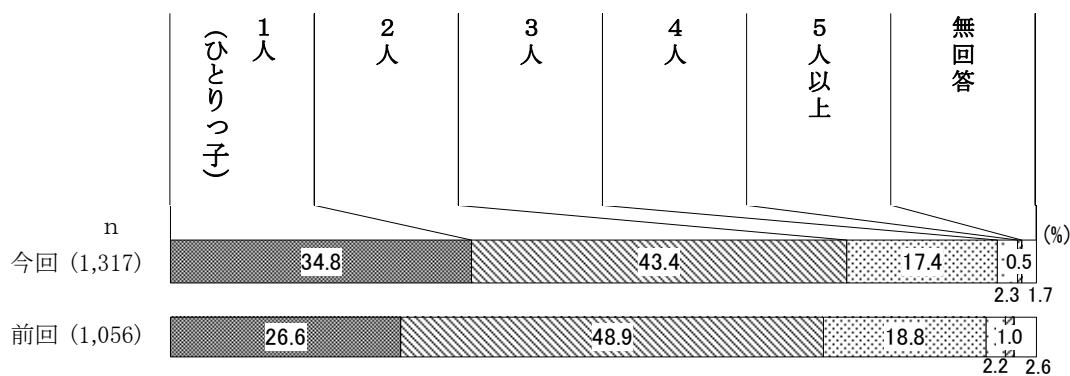
4 調査結果

(1) 子どもの数

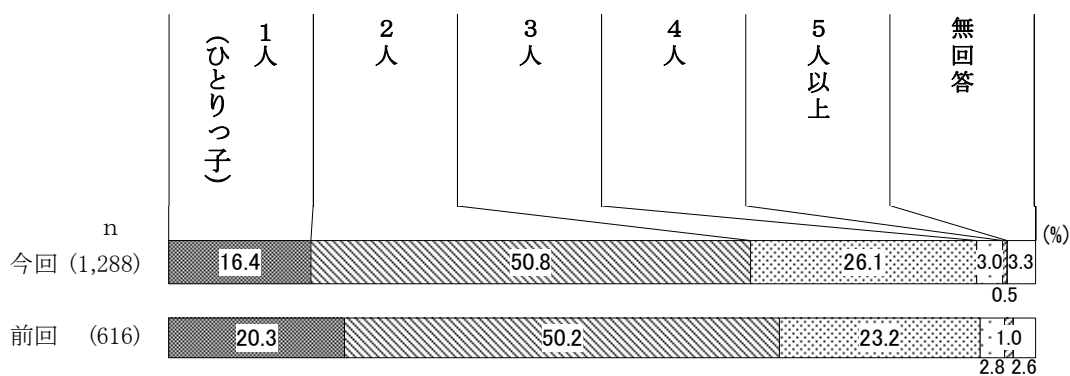
両調査とも、兄弟姉妹の数は「2人」が4割を超えており、就学前児童では、「1人」が、小学生児童調査では「3人」が、次いで多くなっている。

前回調査との比較では、就学前児童調査では、「1人」が前回より増加している。一方、小学生児童調査では「3人」が2.9ポイント増加している。

【 就学前児童 】



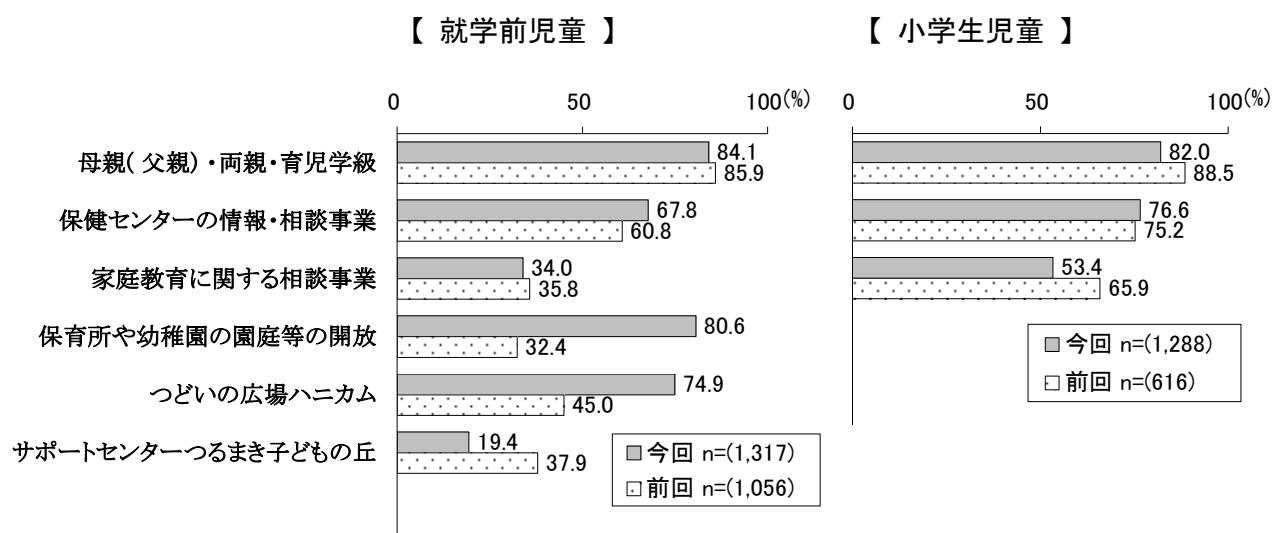
【 小学生児童 】



(2) 子育て支援事業の認知度

各種子育て支援事業の認知度をみると、両調査とも「母親(父親)・両親・育児学級」や「保健センターの情報・相談事業」が高くなっている。また、就学前児童調査では、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」も高くなっている。

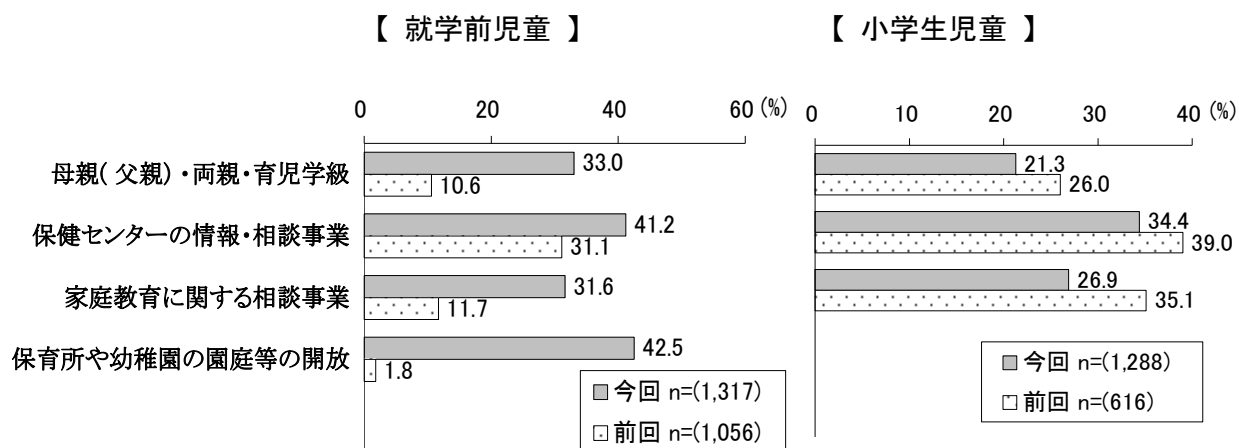
前回調査との比較では、就学前児童調査については、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」や「つどいの広場ハニカム」の認知度が、前回より増加している。小学生児童調査では、「家庭教育に関する相談事業」が、前回より低下している。



(3) 子育て支援事業の利用意向

子育て支援事業の利用意向をみると、就学前児童調査では、すべての利用意向が増加し、小学生児童調査では、反対に、すべて利用意向が減少している。

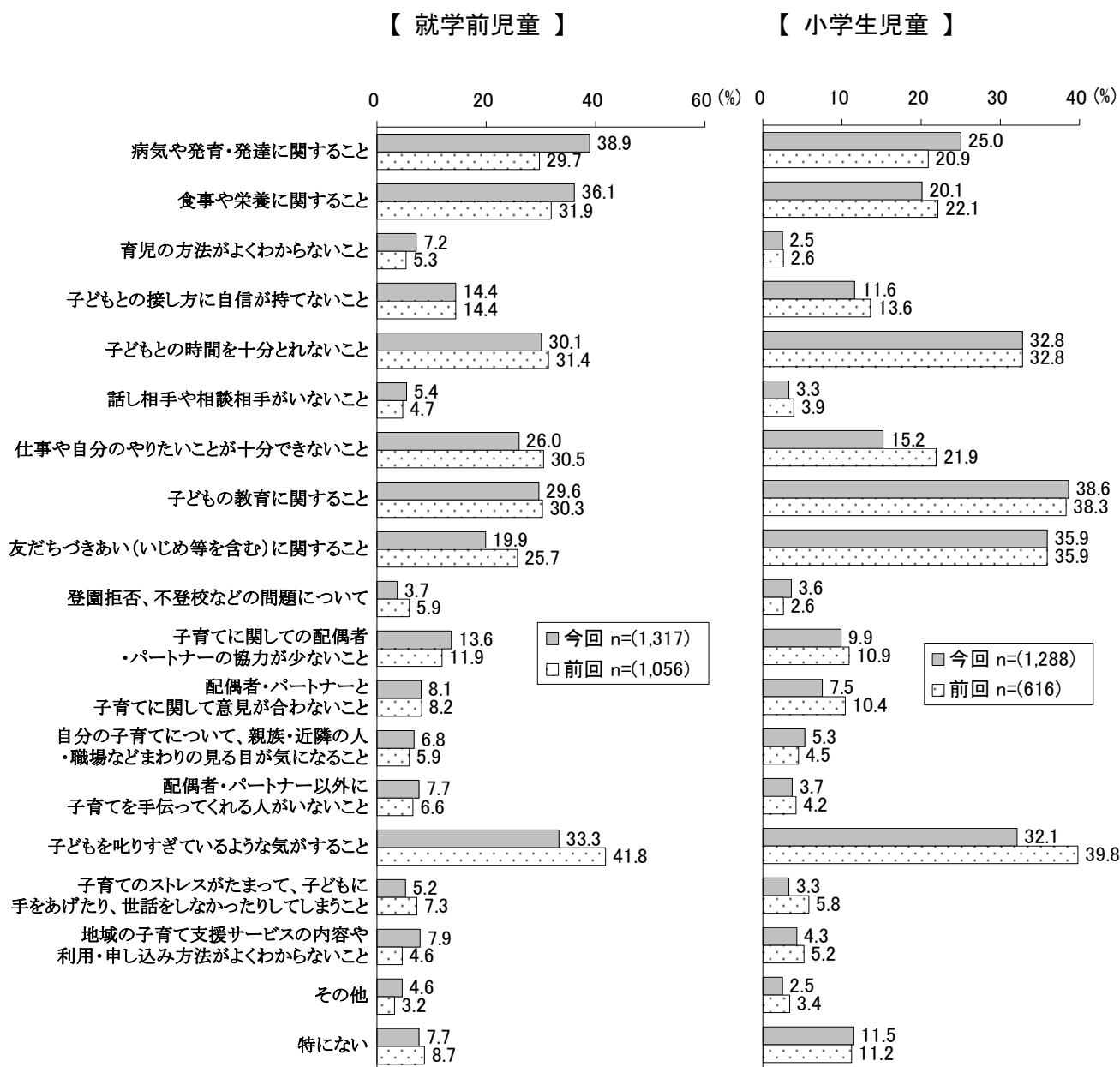
両調査とも「保健センターの情報・相談事業」の利用意向が高くなっている。また、就学前児童調査では、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」の利用意向も高くなっている。



(4) 子育てに関して日常悩んでいること、気になること

日常悩んでいること、または気になることについては、両調査とも「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」「子どもとの時間を十分とれないこと」「子どもを叱りすぎているような気がする」と高くなっている。

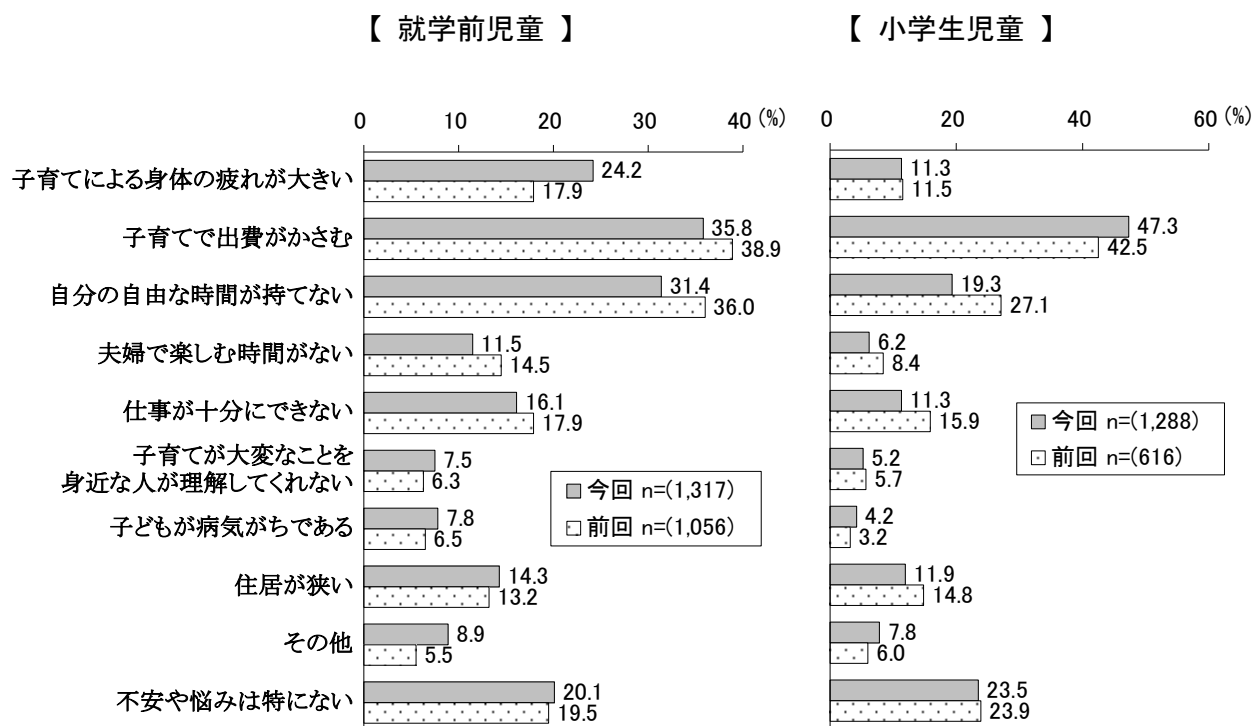
前回調査との比較では、「病気や発育・発達に関すること」が増加している。また、両調査とも「子どもを叱りすぎているような気がする」とは減少している。



（５）子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

特に不安に思っていることや悩んでいることとしては、両調査とも「子育てで出費がかさむ」「自分の自由な時間が持てない」が高くなっている。

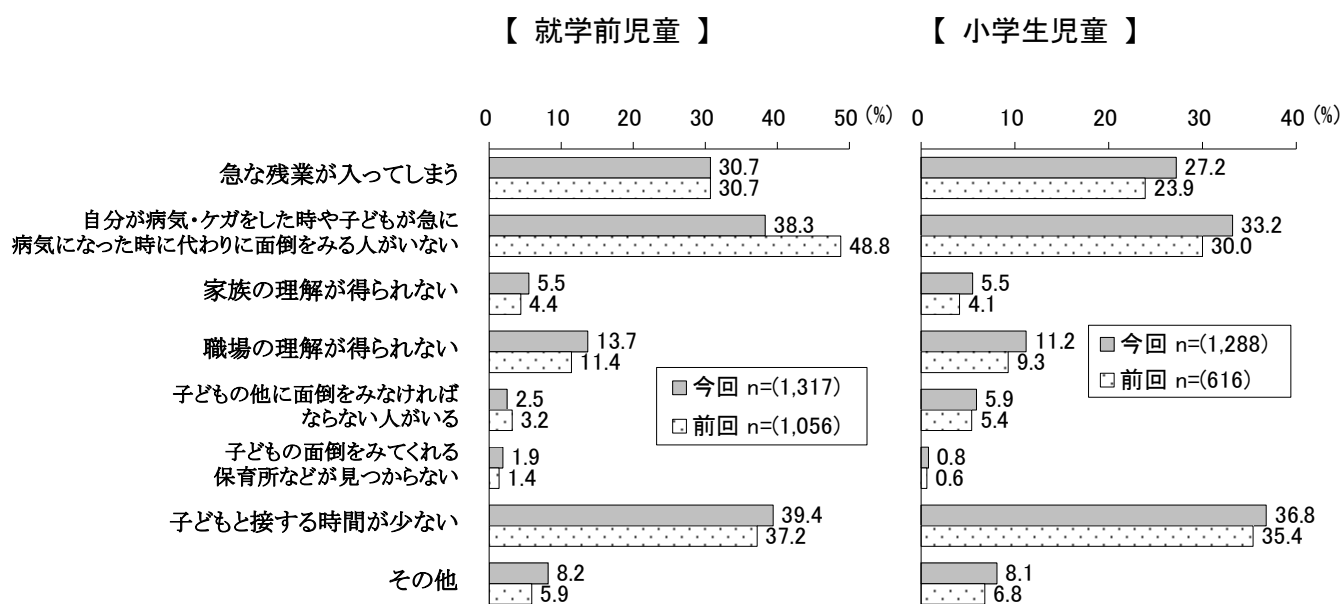
前回調査との比較では、就学前児童調査では、「子育てによる身体の疲れが大きい」が、前回に比べて増加している。小学生児童調査では、「子育てで出費がかさむ」が、前回よりやや増加している。



(6) 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

仕事と子育てをする上で大変だと感じることとしては、両調査とも「急な残業が入ってしまう」「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」「子どもと接する時間が少ない」が高くなっている。

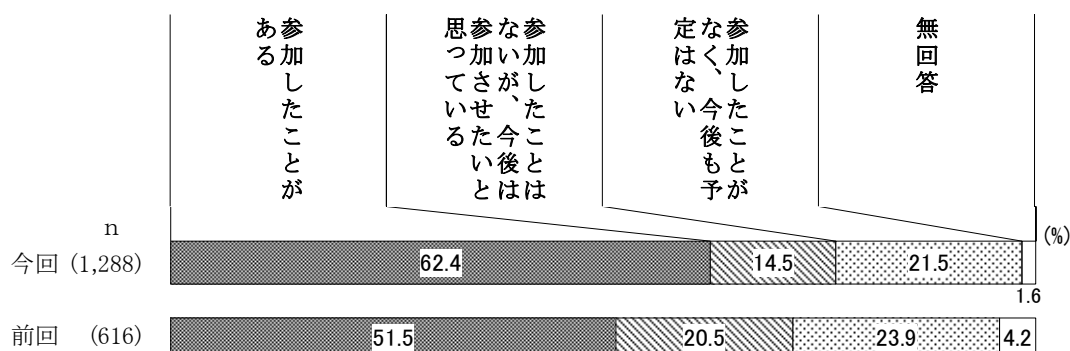
前回調査と比較すると、就学前調査では、「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」が減少しているのに対して、小学生児童調査では、やや増加している。



(7) 地域活動やグループ活動などへの参加経験

地域活動やグループ活動については、「参加したことがある」は、前回より10.9ポイント増加している。

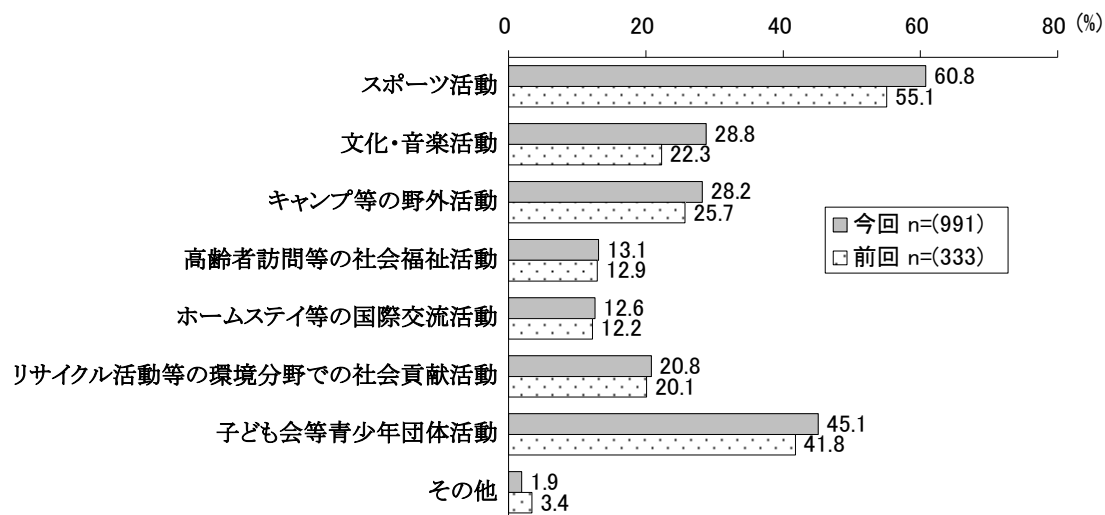
【 小学生児童 】



（８）今後参加させたい地域活動やグループ活動

今後参加させたい地域活動やグループ活動については、前回調査と同様、「スポーツ活動」が最も多く、次いで「子ども会等青少年団体活動」が高くなっている。

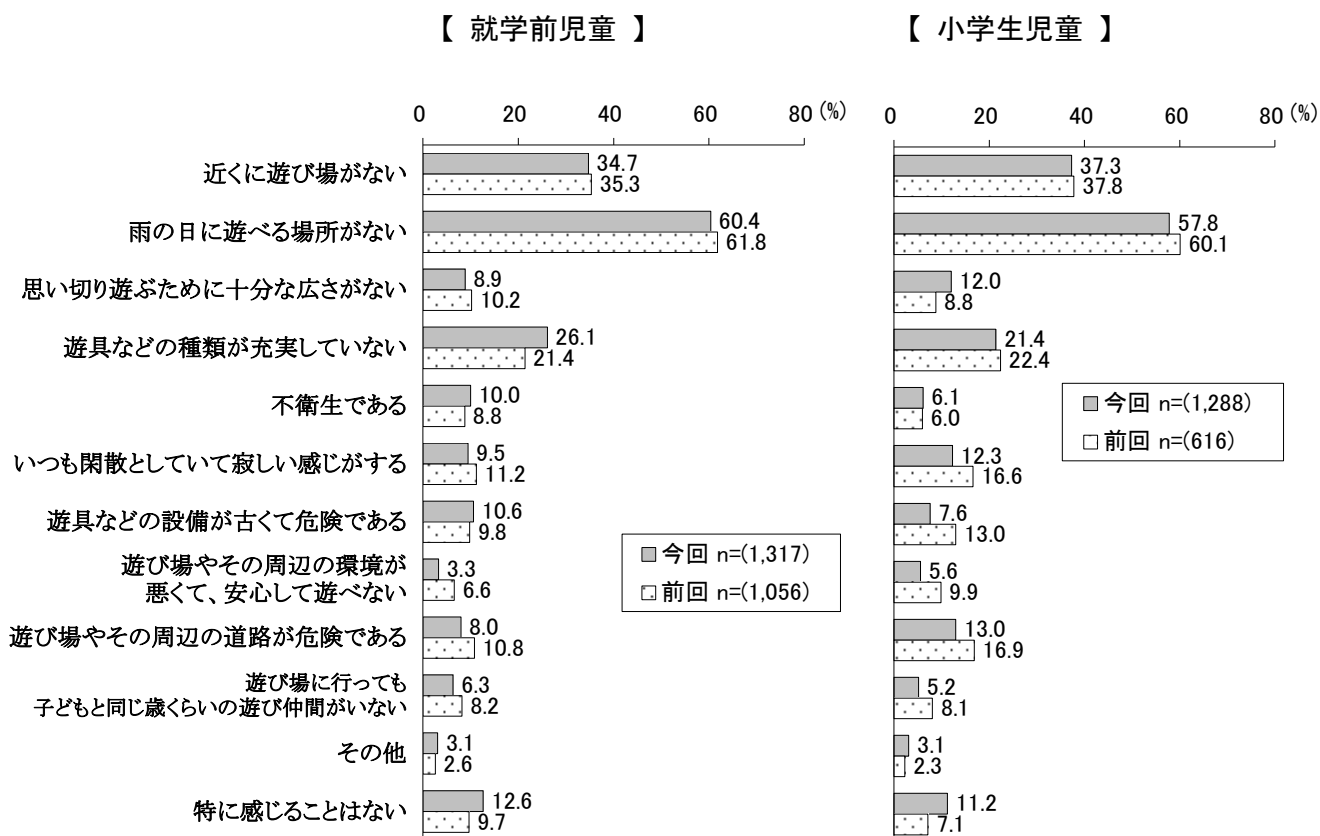
【小学生児童】



(9) 自宅近くの遊び場について、日頃感じていること

遊び場で感じたこととしては、両調査とも「雨の日に遊べる場所がない」が最も多くなっている。

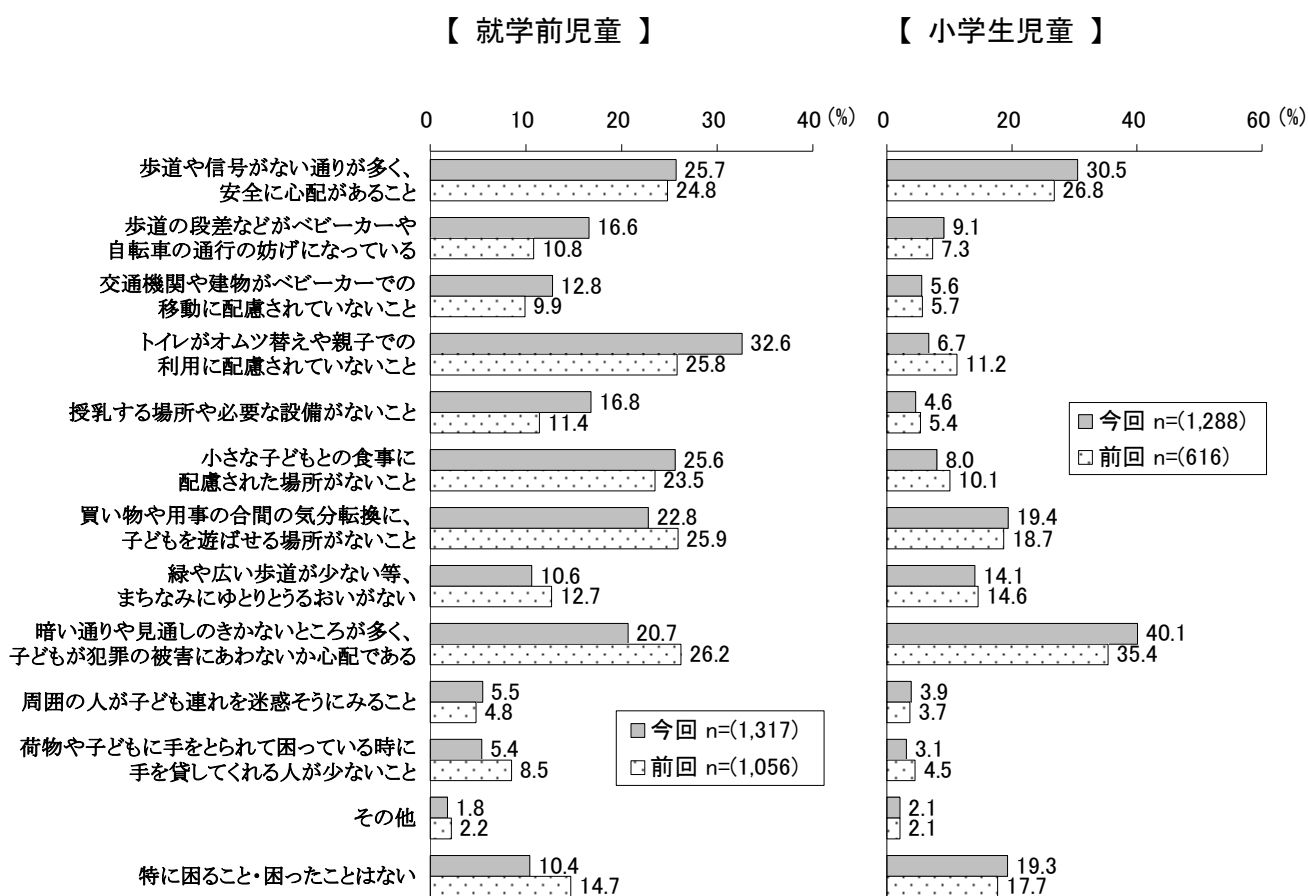
前回調査との比較では、両調査とも「近くに遊び場がない」「雨の日に遊べる場所がない」は、横ばい状態となっている。また、就学前児童調査では、「遊具などの種類が充実していない」が、前回より増加している。



(10) 子どもとの外出の際に困ること、困ったこと

子どもの外出の際に困ること、困ったこととしては、両調査とも「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が高くなっている。また、就学前児童調査では、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」や「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」も高くなっている。

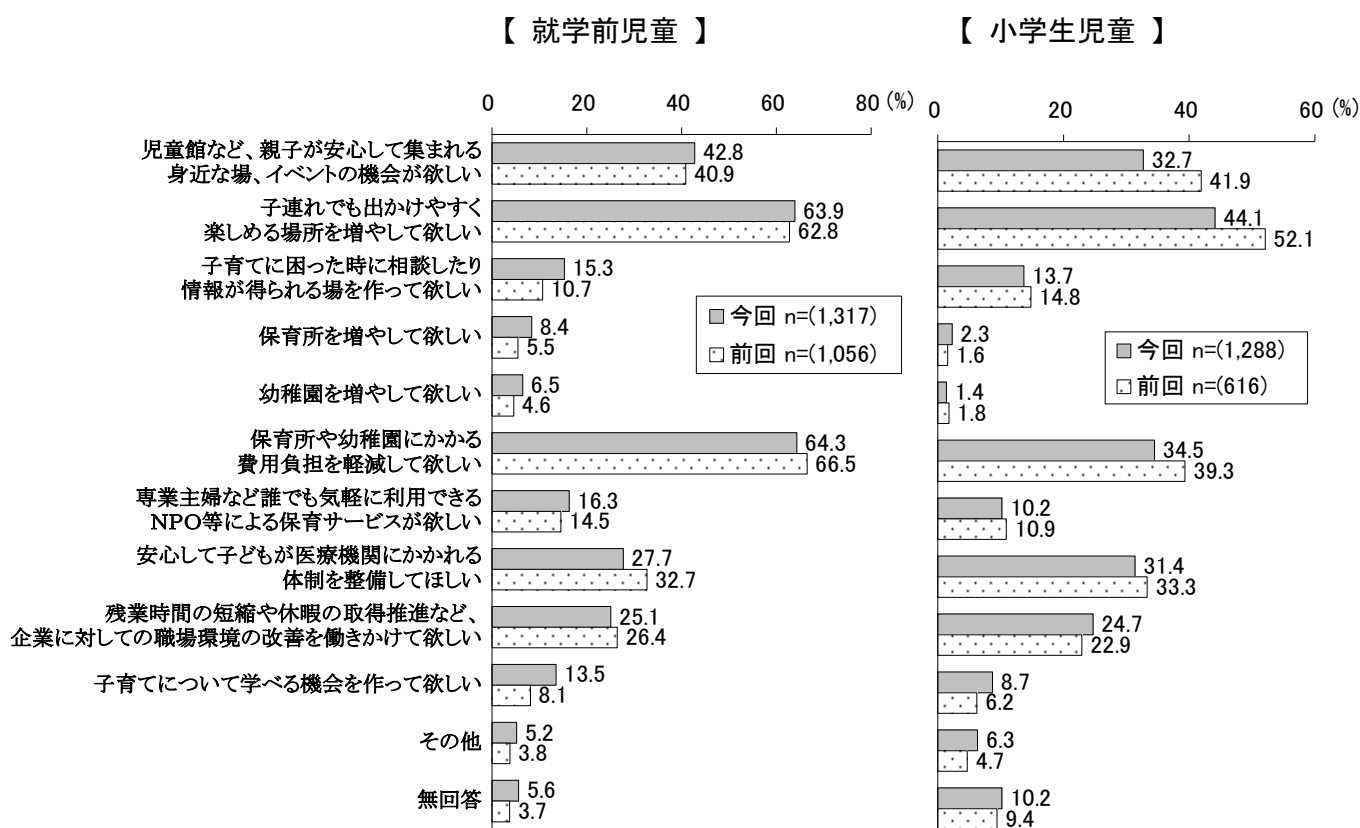
前回調査との比較では、就学前児童調査では、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が、小学生児童調査では、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が、前回より増加している。



(11) 市に期待する子育て支援

市に期待する子育て支援としては、両調査とも「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が、高くなっている。

前回調査と比較すると、就学前児童調査では、上位3項目は、ほぼ横ばい状態となっている。一方、小学生児童調査では、上位3項目とも減少している。





第3章 計画の基本的な 考え方



1 基本理念

基 本 理 念

子育てをみんなで支えあい
笑顔あふれるまち “あさひ”

急速な少子化の進行、核家族化や就業する女性の増加、地域の連帯感の希薄化などにより、子育てや子どもを取り巻く社会の環境が大きく変化している今日、次代を担う子どもたちは、社会の希望であり、未来をつくる存在であることからみんなで育てていくことが求められています。

このような状況の中、家庭、学校、地域、企業その他あらゆる分野の人々など子育て社会を取り巻く社会全体が、子育てについて理解を深め、子ども・子育てを支援する必要があります。

本計画では、保護者が多くの人々の支えを受けて、安心して産み育てることができ、すべての子どもが健やかに成長できる社会をめざして「子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち “あさひ”」を基本理念として掲げ、本市の子ども・子育て支援を推進します。

2 基本的視点

前述の基本理念に基づいて、次の3つの視点に立ち、子ども・子育て支援事業計画を推進します。

基本的視点1

家庭の育てる力を高める基盤づくり

子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要であり、家族が相互に、協力し合い、助け合いながら、子どもを健やかに育てることのできる家庭を築いていくことが求められています。

また、親は、子どもを産み育てるという経験を通じて、自らも、人間として成長していくことができます。子育ては、子どもと親とが、ともに育つ機会でもあります。

すべての人が家庭を築き、安心して子どもを産み、育てることの喜びや楽しさを実感し、子どもとともに成長していけるような基盤づくりをめざします。

基本的視点2

子育てを支える地域づくり

子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、子育ては家庭のみならず、広く社会で支えていくことが求められています。

そのためには、各種保育サービスの充実と多様化に加えて、仕事と子育ての両立できる就労環境の整備、地域の人々の子育て支援への参加など、社会全体で子育てを支援していく体制を構築していくことが重要です。とくに地域の中で、子育ての親同士、また、子育て中の親と子育て経験のある年長者との交流を通じて、子育て情報の交換や相談など、地域の支えあいの輪を広げていくことが大切です。

地域の人々が、子ども達をやさしく見守り、その親たちに適切な支援のできる地域づくりをめざします。

基本的視点3

子どもが健やかに育つ環境づくり

いじめや児童虐待などが、社会問題として深刻化する中で、「児童の権利に関する条約」が批准されるなど、子どもの人権を尊重することの重要性が社会に認識されつつあります。

社会的な支援の必要性が高い子どもとその家庭を含め、すべての子どもや子育て家庭を支援していくことで、子どもが、その個性と能力を十分に発揮し、豊かな人間性を育み、心身とも健やかに成長できる環境づくりをめざします。

3 基本目標

前述の基本理念と基本的視点に立って、次の5つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

基本目標1 安心して子育てできる地域づくり

基本目標2 親と子の健康づくり

基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり

基本目標4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり

基本目標5 保護が必要な子どもの支援体制づくり

基本目標1 安心して子育てできる地域づくり

近年、核家族化の進展により、世代間で、子育てに関する知識を伝えていくことが困難になっているとともに、地域の人間関係が希薄化し、子育て家庭が孤立化するケースが見受けられます。

こうした状況の中で、子育て中の親は、子育て情報を十分に得ることができず、相談相手もなく、不安や悩みを抱えることになります。

子育ての中心は家庭ですが、子育てを家庭だけが担うことは難しい状況にあります。

子どもが心身ともに健やかに育ち、親が安心して子育てをできるよう、各種の子育て支援サービスの充実と多様化や経済的支援を進めるとともに、子育て中の親たちが、子育て経験者等の地域の人々と、情報を交換したり、相談や手助けを受けられるような子育て支援体制を構築していきます。

基本目標2 親と子の健康づくり

母親の妊娠・出産から、子どもの思春期まで、子どもとその家族の心身の健康を維持・増進していくための支援が求められています。

妊娠・出産・産後時には、母親の心身が大きく変化し、様々な不安や悩みに直面することから、この時期の母親の心身の健康づくりを支えていくことが必要です。

また、乳幼児期は、生涯を通じた健康づくりの出発点であり、適切な生活習慣を身に付けられるように支援していくことが必要です。

さらに、学童期から思春期は子どもが心身ともに著しく成長する時期であります。この時期を通じて、子どもは、様々な経験を重ねながら成長していきますが、そうした成長を支えていくことも大切です。

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、適切な食生活が重要であることから、食育に積極的に取り組むことも重要です。

このように、妊娠・出産から、乳幼児、学童、思春期まで、子どもとその親の心身の健やかな成長を支援していくために、保健、医療、福祉、教育などの各分野が緊密に連携し、総合的な支援をしていきます。

基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり

子どもが、将来、社会人として自立できるよう、自主的な学習意欲と的確な判断力を身につけるとともに、他人への思いやりや自然を大切にする心を育み、心身ともに健やかに成長できる環境づくりが求められています。

そのためには、家庭、学校、地域など様々な学習の機会や人々との交流を通して、子ども一人ひとりが十分に個性を発揮し、豊かな人間性を育ていけるような教育環境を整備していくことが重要です。

子どもの成長にとって、家庭教育は重要な役割を果たします。子育て中の親に、子育てに関する知識や経験を伝え、適切な家庭教育ができるように支援していくことが重要です。

さらに、学校教育の充実を図るとともに、地域の教育力の向上に取り組んでいきます。

基本目標4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり

子どもが、社会の中で、犯罪や交通事故などの被害に遭うことなく、安心して安全に生活できる地域が求められています。

しかしながら、近年、子どもが犯罪に巻き込まれるケースが増えているほか、交通事故に遭う子どもも少なくありません。

子どもの生命を守るために、防犯や交通安全という視点に立って、地域の人々と行政、保育所、幼稚園、学校等、関係機関が一体となって、防犯や交通事故の防止に取り組んでいきます。

また、子どもとその家族をはじめ、すべての市民が安心して利用できるよう、道路や施設のバリアフリー化が進んできています。

しかしながら、依然として、道路や施設の中には、子どもとその家族にとって、利用しづらかったり、街灯がない道路がある等、安全や防犯の面で問題があるものも見受けられます。

こうしたことから、ユニバーサル・デザインの観点も取り入れて、道路や施設の整備・充実をさらに推進するとともに、子どもが、安心して安全に活動できるような環境づくりをめざします。

基本目標5 保護が必要な子どもの支援体制づくり

子育て家庭の孤立化が進む中であって、子育て知識や経験の不足、相談相手の不足や、適切な子育てサービスが受けられない等の理由から、児童を虐待するというケースが深刻化しています。

こうしたことから、子どもの人権の擁護という観点に立って、地域の人々と協力をして、関係機関が連携し、児童虐待の予防、発見、被害者の子どもへの支援等に努めていきます。

また、ひとり親の家庭や障害のある子どものいる家庭に対する支援を充実させることが求められています。

近年、離婚や事故などによって、母子家庭や父子家庭は増加する傾向にあります。また、障害のある子どものいる家庭は、周囲の無理解や介護の負担など、深刻な課題に直面しているケースが見受けられます。

こうした子育て家庭それぞれの実情に合わせて、最も適切な子育て支援をしていきます。

4 施策の体系

基本理念

子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち “あさひ”

基本的視点

- | | |
|--------|------------------|
| 基本的視点1 | 家庭の育てる力を高める基盤づくり |
| 基本的視点2 | 子育てを支える地域づくり |
| 基本的視点3 | 子どもが健やかに育つ環境づくり |

基本目標

主要課題

基本目標1
安心して子育てできる地域づくり

- 1 情報提供・相談体制の充実
- 2 地域における子育て支援サービスの充実
- 3 子育て支援のネットワークづくり
- 4 幼児期の教育・保育等の充実
- 5 子育てと仕事の両立の推進

基本目標2
親と子の健康づくり

- 1 子どもと母親への健康支援
- 2 「食育」の推進
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 小児医療の充実

基本目標3
心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり

- 1 児童の健全育成
- 2 家庭教育支援の充実
- 3 地域の教育力の向上
- 4 幼児教育の充実
- 5 学校教育の充実

基本目標4
子どもが安心して育つ安全なまちづくり

- 1 子どもの安全の確保
- 2 子育てを支援する生活環境の整備
- 3 有害環境対策の推進

基本目標5
保護が必要な子どもの支援体制づくり

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭への支援の充実
- 3 障害児のいる家庭への支援の充実

基本目標 1 安心して子育てできる地域づくり

主要課題

具体的事業

1. 情報提供・相談体制の充実

- 1 子育てガイドブックの作成、配布などの情報提供
- 2 保育所等での相談事業
- 3 主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実

2. 地域における子育て支援サービスの充実

- 4 利用者支援事業（新規事業）
- 5 地域子育て支援拠点事業の充実
- 6 一時預かり事業の充実
- 7 子育て家庭への経済的支援の充実
- 8 旭市独自の子育て支援サービスの充実

3. 子育て支援のネットワークづくり

- 9 地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成

4. 幼児期の教育・保育等の充実

- 10 教育・保育の充実
- 11 教育・保育の適切な定員管理
- 12 認定こども園の普及（新規事業）
- 13 保育（通常保育）の充実
- 14 地域型保育事業の充実（新規事業）
- 15 時間外保育事業（延長保育事業）の充実
- 16 病児・病後児保育事業の充実
- 17 休日保育事業の検討
- 18 第三者評価の取り組み

5. 子育てと仕事の両立の推進

- 19 育児休業制度の普及、定着の推進
- 20 両親の育児共同参加の促進
- 21 労働者、事業主、地域住民等の意識改革の推進
- 22 男女共同参画意識の啓発
- 23 女性の再就職への支援

基本目標2 親と子の健康づくり

主要課題

具体的事業

1. 子どもと母親への健康支援

- 24 母子健康手帳交付時の個別指導
- 25 乳幼児健康診査の充実
- 26 予防接種事業の充実
- 27 保健師、助産師による訪問指導の充実
- 28 両親学級の充実
- 29 子どもの事故防止の啓発の推進
- 30 むし歯予防対策の推進
- 31 育児相談、指導等の充実
- 32 妊婦健康診査（妊婦一般健康診査事業）
- 33 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

2. 「食育」の推進

- 34 乳幼児栄養指導の充実
- 35 妊婦等を対象とした食に関する学習の機会の推進
- 36 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会の推進
- 37 保育所等を活用した食事づくり等の体験活動や子どもの参加型の取り組みの促進
- 38 保健推進員活動との連携
- 39 学校における食育推進の充実

3. 思春期保健対策の充実

- 40 思春期における心の問題の対応
- 41 地域における相談体制の充実
- 42 豊かな心を育てる教育の充実
- 43 学校保健の充実

4. 小児医療の充実

- 44 救急法講習会の実施
- 45 救急医療体制の整備、充実

基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり

主要課題

具体的事業

1. 児童の健全育成

- 46 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実
- 47 放課後児童健全育成事業(民間放課後児童クラブ)の充実
- 48 公民館、青少年教育施設等の社会資源を活用した取り組みの推進
- 49 子ども会、地域ボランティア、自治会等の人的資源を活用した取り組みの推進
- 50 保育所等を開放した子育て相談や在宅児の交流等の推進
- 51 地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進
- 52 子どもの社会参加、意見表明の推進

2. 家庭教育支援の充実

- 53 発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供の促進

3. 地域の教育力の向上

- 54 世代間交流の推進
- 55 学校の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備
- 56 生涯スポーツのための指導者の育成、確保、指導方法の工夫、改善
- 57 地域を主体としたスポーツの普及
- 58 地域の育成団体との連携の充実

4. 幼児教育の充実

- 59 幼稚園・保育所等における教育活動、教育環境の充実
- 60 幼稚園・保育所等と小学校の連携体制の構築
- 61 幼児教育への助成の充実

5. 学校教育の充実

- 62 個に応じた指導の充実
- 63 読書活動の充実
- 64 情報教育の推進
- 65 特色ある学校づくり
- 66 運動部活動への外部指導者の活用や地域との連携
- 67 キャリア教育の推進
- 68 長欠・不登校児童生徒対策の充実
- 69 教育相談活動の充実
- 70 教職員研修の充実

基本目標4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり

主要課題

具体的事業

1. 子どもの安全の確保

- 71 交通安全教育の推進
- 72 チャイルドシートの正しい使用の徹底
- 73 子どもを犯罪等から守るための取り組み
- 74 学校付近や通学路等における学校関係者や防犯団体等と連携したパトロール活動の推進
- 75 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための不審者対応訓練の実施
- 76 「子ども110番の家」配置の推進
- 77 安全管理に関する取り組み

2. 子育てを支援する生活環境の整備

- 78 安全な道路環境の整備
- 79 通学路の整備
- 80 公共施設等のバリアフリー化
- 81 子育て世帯への情報提供
- 82 通学路や公園等における防犯灯の整備の推進
- 83 広報啓発活動による防犯意識の高揚
- 84 地域ぐるみの防犯体制の強化

3. 有害環境対策の推進

- 85 有害環境対策の推進
- 86 情報モラル教育の推進

基本目標5 保護が必要な子どもの支援体制づくり

主要課題

具体的事業

1. 児童虐待防止対策の充実

- 87 虐待防止ネットワークづくり
- 88 育児不安や虐待等に関する相談体制の整備
- 89 幼・保・小・中における児童虐待防止対策の充実
- 90 地域における相談活動の充実
- 91 犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもに対するカウンセリング
- 92 保護者に対する助言等
- 93 子育て短期支援事業（トライトステイ事業）（新規事業）

2. ひとり親家庭への支援の充実

- 94 ひとり親家庭等の福祉の充実
- 95 ひとり親家庭への就労支援
- 96 母子父子自立支援員による支援の充実
- 97 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 98 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（新規事業）

3. 障害児のいる家庭への支援の充実

- 99 障害児保育への対応
- 100 児童発達支援センターの整備の推進
- 101 障害児在宅福祉サービス等の充実
- 102 乳幼児健康診査による障害の原因となる疾病等の早期発見、治療の推進
- 103 相談体制の整備
- 104 関係機関との連携等
- 105 特別支援学校卒業生の就労支援



第4章 施策の展開



基本目標 1 安心して子育てできる地域づくり

主要課題

1

情報提供・相談体制の充実

〔現状と課題〕

少子高齢化や核家族化が進み、子育ての知識が、祖父母から親へ、親から子へと継承されにくくなっています。また、マスコミ等のメディアを通じて子育てについての情報が氾濫しています。

一般に若い親の場合、核家族の中で育ったケースが多く、乳幼児とふれあった経験が乏しいのが現実です。

このような状況の中で、地域から孤立し、家庭の中で子育ての不安を抱え、その負担に苦しんでいる親が増加しています。また、子育ての悩みは、子どもの成長段階や一人ひとりの個性に応じて内容が異なります。そのため、親が育児ノイローゼになったり、さらに児童虐待にまで及ぶケースも見受けられます。

今後は、情報提供体制の充実を図るとともに、相談窓口の拡充や相談に係る職員の知識と能力の向上を図ることが重要です。

〔具体的事業〕

	事業名	事業内容	担当課
1	子育てガイドブックの作成、配布などの情報提供	子育てガイド「すくすく育て あさひっ子」を毎年作成し、妊娠届け出時に配布するとともに、市のホームページにも掲載し、子育てに関する各種支援サービスの情報提供を図ります。	子育て支援課
2	保育所等での相談事業	保育所等で随時、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行います。（月1回の園庭開放） 旭市子育て支援センターとの連携により、保育所等への情報提供や相談支援の充実を図るとともに、必要に応じて、保健師、家庭相談員が訪問し、相談及び助言を行います。	子育て支援課
3	主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実	児童問題を専門的に扱い、関係機関とのパイプ役となる主任児童委員の周知を図るとともに、研修の促進、情報交換の場の提供などを通して、地域における相談、支援活動の充実を図ります。	社会福祉課

〔 現状と課題 〕

近年、地域社会における人と人とのつながりが希薄化しています。そのため、地域の人々が子育てを助け合うということが少なくなり、家庭の育児負担が増加しています。

核家族化、育児責任の母親への集中や父親の子育て参加が十分に進んでいないこと等、家庭での子育てには様々な問題があります。

今後は、子育てを社会全体の課題として捉え、家庭、地域、企業、行政が、子育ての役割を分担していくことが重要です。

そのためには、各種施設を有効に活用して、地域の子育て支援体制を充実していくことが課題といえます。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
4	利用者支援事業 (新規事業)	市窓口等において、子どもや保護者または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう支援を行います。 そのために、情報集約を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整も行います。	子育て支援課
5	地域子育て支援拠点事業の充実	地域子育て支援拠点事業として、市が設置する旭市子育て支援センターのほか、私立保育所の設置が4か所、子ども・子育て支援新制度がスタートする平成27年度以降には、私立幼稚園においても設置が見込まれ、親子のふれあい、保護者同士の交流、情報交換の場を提供します。 子育てについての相談や情報の提供を行うとともに、子育てサークル活動の支援等地域における子育て活動の支援に努めます。 地域での子育て支援を、よりきめ細やかに展開するため、公立施設と民間施設での連携を図り、互いの各種事業について、広報紙や市のホームページ等に掲載することで、情報提供の充実を図ります。	子育て支援課

	事業名	事業内容	担当課
6	一時預かり事業の充実	保育所での一時預かり事業では、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担の軽減、保護者の疾病や災害等により家庭での保育が困難となる場合などに、一時的に保育を行う事業です。現在、公立13保育所、私立3保育所で実施しています。 幼稚園の一時預かり事業(預かり保育)では、女性の就労形態の多様化に伴って、一時的な保育や保護者の疾病あるいは緊急に用事があったとき、また、夫婦共働きや長期休業中の保育を支援する事業です。現在、私立4幼稚園で実施しています。 いずれの事業も、ニーズが高いことから、柔軟な児童の受け入れができるよう検討していきます。	子育て支援課
7	子育て家庭への経済的支援の充実	国の制度である児童手当について、市民への周知を図り、適正・迅速な支給事務を行います。 子ども医療費助成事業では、県補助対象である0歳から小学3年生(入院のみ中学3年生)までの児童への医療費助成を行うほか、市単独の支援として、通院を中学3年生まで対象とするほか、所得制限を廃止するなどの取り組みを行うことで、よりきめ細やかな子育て家庭への経済的負担の軽減に努めます。	子育て支援課
8	旭市独自の子育て支援サービスの充実	第3子以降のお子さんを出産された子育て世帯にお祝い金を支給する出産祝金支給事業や、0歳から1歳児までの乳幼児を養育する保護者に対し、紙おむつ購入券を支給する乳幼児紙おむつ給付事業、幼稚園や保育所等に通園する第3子以降のお子さんの保育料無料化など、旭市独自の子育て支援サービスを引き続き実施していきます。	子育て支援課

〔 現状と課題 〕

都市化や少子高齢化が進む中で、地域社会では人間関係が希薄化し、近所同士で助け合って子育てをすることが少なくなったため、子育て家庭の孤立や地域の育児力の低下が進むなど、子どもとその家庭を取り巻く地域社会の環境は大きく変化しています。

今後は、子育ては地域みんなで支えるものという観点に立って、地域の人々が協力して、子育て家庭を支援していくことが重要です。

母親同士や、母親と子育て経験者との交流の場の確保と拡充を図るとともに、地域の人々やボランティア、NPOとの協働による子育て支援のネットワークを充実することが課題です。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
9	地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成	乳幼児を持つ母親を対象とした交流の場づくりを進めるとともに、子育て支援サービス等の整備充実と適切な情報提供、関係機関等による子育て支援ネットワークの充実を図ります。 子育て学級後の育児サークルのほか、疾患を抱える児及び低出生体重児と保護者の集いを実施し、新規ケースへの周知を行いながら、保護者同士のつながりを広げていきます。	子育て支援課 健康管理課

〔 現状と課題 〕

就学前の児童に対する教育・保育の役割や機能が多様化し、拡大していく中で、ニーズに対応できる質の向上が求められています。

また、近年、就労女性が増加し、保育ニーズは増加しつつあります。働く人の勤務形態や勤務時間帯の多様化に伴い、子育て家庭の事情に応じた多様な保育形態が求められています。

このような状況の中で、通常の教育・保育に加え、産後休暇や育児休暇を終えた母親への支援として、低年齢児保育や時間外保育などを、より普及させることが必要です。また、短時間就労や、週2、3日働くという母親のための短時間保育を充実させることも重要です。

さらに、病児・病後児については、通常の保育では対応できない面も多く、医療機関の連携による保育を実施する必要があります。

多様化、個別化する保育ニーズに対応するためには、公的保育施設と民間保育施設との緊密な連携を図り、保育の充実と多様化を図ることが重要な課題といえます。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
10	教育・保育の充実	就学前の児童に対する教育・保育の役割や機能が多様化し、拡大していく中で、ニーズに対応できる質の向上をさらにめざす必要があり、すべての職員がそれぞれにふさわしい専門性を高めることが求められています。職員の資質をさらに向上させ、より良い就学前の教育・保育をめざすため、研修制度の拡充整備を行い、時代に適応した保育の質の向上に努めてまいります。	子育て支援課
11	教育・保育の適切な定員管理	保育所等の入所児童数を見ると、定員を超えて受け入れをしている一方で、定員を満たしていない保育所等があり、保育所等の適正な規模、適正な配置、職員の確保、公立・私立保育所との役割分担などにより、適切な定員管理に努め、保育需要に対応していきます。	子育て支援課
12	認定こども園の普及（新規事業）	幼児期の教育、保育の総合的な提供として、保育所、幼稚園機能を併せ持った、認定こども園の普及に努めます。	子育て支援課

	事業名	事業内容	担当課
13	保育(通常保育)の充実	低年齢児保育の増加に伴い、保育士の資質向上、保育環境の充実に図ります。 また、公立保育所にあつては、旭市公立保育所在り方検討委員会を設置し、地域に合った適正規模、適正配置での保育所の整備を検討するなかで、認定こども園への移行や民営化等について検討していきます。	子育て支援課
14	地域型保育事業の充実(新規事業)	地域にあつた保育支援として、潜在的な保育ニーズの量的拡大・確保を図るため、地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育、事業所内保育)により、多様な保育の充実に図るとともに、民間事業所等への普及に努めます。	子育て支援課
15	時間外保育事業(延長保育事業)の充実	保育標準時間11時間(保育短時間にあつては8時間)を超えて保育サービスを提供する事業です。今後のニーズや利用状況などをみながら、時間外保育事業(延長保育事業)の拡大を検討します。	子育て支援課
16	病児・病後児保育事業の充実	子どもが病気の回復期にあり、保育所、幼稚園に通所等が困難な時期に保護者が家庭保育できない場合、子どもを預かる事業です。 現在公立1保育所、私立1保育所で実施をしていますが、今後の状況も鑑み、さらなる充実に図ります。	子育て支援課
17	休日保育事業の検討	子育てと仕事の調和の実現を目指し、多様な保育の充実と普及に努めます。	子育て支援課
18	第三者評価の取り組み	第三者が専門的かつ客観的な立場から評価する、サービス評価等の仕組みを導入し、保育の課題や改善点を把握し、保育所等で共有することにより、質の高い保育サービスを目指します。	子育て支援課

〔 現状と課題 〕

育児休業制度が実施されてかなりの期間が経過しましたが、職場でこの制度を利用しづらい雰囲気があること、休業中の給与保障が十分でないほか、男性の取得者が少ないなどの課題が残っています。女性も男性も、育児休業制度を周囲に気兼ねなく利用できるような職場環境づくりを進めることが重要です。

また、労働時間の長さも仕事と子育ての両立を阻む大きな原因となっています。今後は、労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入などが必要といえます。

近年、出産のため一時仕事をやめ、子育てが終わってから再び就労するという女性が多くなっています。しかし、採用年齢の制限に加え、変動の激しい社会の中では、以前身につけていた知識や技術では、新たに就職することが困難になっています。

そのため、再就職を希望する方に対して、職業能力開発の場を設けるとともに、職業情報の提供や、企業への再雇用制度の採用を働きかけるなど、再就職を支援していくことが課題です。

また、女性の社会参加が進むなか、家事や育児に対する男性の関心が徐々に高まってきました。しかし、共働きの家庭でも、家事や育児の役割の多くを女性が担っているケースは、依然として少なくありません。

このような男女の家庭責任のアンバランスを改め、男性も女性も共に仕事と子育てを両立させるためには、男女が協力して子育てに取り組んでいくことが必要です。そのためには、男性が育児の知識や技術を身につけられるような機会を提供、男性の子育てへの参加を進めていくことが課題といえます。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
19	育児休業制度の普及、定着の推進	育児休業制度の実施状況などを把握し、パートも含め育児休業制度を利用しやすい職場環境になるよう、関係機関と連携して、就業規則等の規定化について事業主への協力依頼を行い、育児休業制度の普及を図ります。	商工観光課
20	両親の育児共同参加の促進	父親が参加しやすい、両親学級の開催など、両親そろっての育児への共同参加を促進する場と機会の充実を図ります。 講習内容に「産後うつ」や「揺さぶられ症候群」等を加えることで、虐待防止にも繋げて行きます。	健康管理課 子育て支援課

	事業名	事業内容	担当課
21	労働者、事業主、地域住民等の意識改革の推進	職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識を解消するために、関係機関と連携し、先導的な取り組みを広報等により周知し、労働者、事業主、住民等の意識改革の推進を図ります。 子どもと接する時間を確保するために、所定外労働時間の削減など、労働時間短縮の啓発・普及の促進を図ります。	商工観光課 子育て支援課
22	男女共同参画意識の啓発	多様な媒体を通して情報の提供を行うとともに、職場や家庭、地域において広く男女共同参画意識の高揚を図ります。 男女がともに職場や家庭、地域において能力を十分発揮できるよう、家事、育児等について、関係機関と連携を図り、情報の提供を推進します。	市民生活課
23	女性の再就職への支援	銚子公共職業安定所（ハローワーク銚子）、旭市地域職業相談室等の就職相談の充実と利用を促進します。	商工観光課

基本目標2 親と子の健康づくり

主要課題

1

子どもと母親への健康支援

〔現状と課題〕

女性には、結婚、妊娠、出産等のライフステージの変化に対応した健康づくりが必要です。

特に妊産婦は、妊娠、出産、育児に対して不安を抱いているケースが多く、正確な情報提供や適切な助言を行うことで母親の負担を軽減していくことが大切です。

また、乳幼児の病気の予防や早期発見に努め、子どもを病気から守ることも重要な課題といえます。

〔具体的事業〕

	事業名	事業内容	担当課
24	母子健康手帳交付時の個別指導	妊娠届け時に母子健康手帳を交付する際、妊婦が持つ不安、悩み、健康障害等への適切な保健指導を行うことで、妊婦の健康の増進を図ります。保健師面接による保健指導数の向上をめざします。	健康管理課
25	乳幼児健康診査の充実	乳幼児健診を実施し、身体の発育、精神発達チェック等を行い、疾病及び障害の早期発見、早期治療への結び付けに努めます。引き続き受診率の向上に努めるとともに、各健診未受診者の実態把握及び健診後、必要に応じて訪問、電話等によって支援します。	健康管理課
26	予防接種事業の充実	感染症の予防と蔓延防止のため、適切な時期に予防接種が受けられるよう体制の整備を図ります。今後も接種率の向上に努め継続していきます。	健康管理課
27	保健師、助産師による訪問指導の充実	保健師、助産師の訪問を通して、新生児、産婦、ハイリスク妊婦、希望者に対する保健指導や各健診の事後指導、未受診者等への指導を今後も継続して行います。	健康管理課
28	両親学級の充実	両親学級を開催し、出産・育児をひかえた夫婦に対する子育て準備教育を実施します。	健康管理課
29	子どもの事故防止の啓発の推進	消防署と協力し、乳幼児救急法講習会を開催します。 子育て学級では乳児期の誤飲を中心に、乳幼児救急法講習会では幼児の事故への対応を中心に保護者の実習を含めた講習を開催していきます。	健康管理課

	事業名	事業内容	担当課
30	むし歯予防対策の推進	むし歯予防対策として、2歳児歯科健診でのフッ素塗布や歯科相談、保育所、幼稚園での「巡回歯みがき教室」を開催し、歯科衛生士による歯科指導を実施します。 H26年3月に「旭市歯と口腔の健康づくり条例」が公布されました。今後も関係機関・施設等の協力を得ながら各事業を継続していきます。	健康管理課
31	育児相談、指導等の充実	乳幼児健診では受診者全員に個別面接を実施し、育児支援のための相談を行います。 保健センターにおいて定例の育児相談、電話や来所（面接）による健康相談を随時実施していますが、一層の充実を図ります。 発達の遅れがちな子どもや育児不安を抱える保護者を対象に、「ことばや発達の相談」や「親子遊び教室」を開催します。 旭市子育て支援センターや家庭相談員による育児相談事業を行います。	健康管理課 子育て支援課
32	妊婦健康診査 （妊婦一般健康診査事業）	妊娠中の健康管理のため、14回分の健康診査分の助成を行います。	健康管理課
33	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	児と産婦の健康状態の確認と育児支援のため生後4か月まで（できるだけ新生児期）に訪問します。	健康管理課

〔 現状と課題 〕

心身ともに生涯を通じて健康に生活するために、子どもの頃から適切な生活環境を整えることが求められています。そのためには、乳幼児期から親子で規則正しい生活習慣を身に付けるようにしていくことが必要です。

特に、健康づくりにとって、子どもの頃から正しい食生活を身につけることが重要です。

しかしながら、近年、子どもたちの間では、朝食を食べないケースが見受けられる等の食習慣の乱れや、思春期やせ等の健康問題が生じています。

そこで、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進め、望ましい食習慣の定着を図るとともに、食を通じて豊かな家庭が築けるようにしていくことが課題です。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
34	乳幼児栄養指導の充実	各種母子保健事業で、集団及び個別に対応します。また、電話相談も随時行います。 「離乳食教室」では離乳食の進め方を理解し、月齢に応じた食事作りができるよう、栄養指導の充実に努めます。	健康管理課
35	妊婦等を対象とした食に関する学習の機会の推進	両親学級の中で、妊娠中の栄養に関する学習、食事調査、調理実習を実施します。 妊娠期の食の大切さを理解し改善できるよう参加を促すとともに、個別指導も充実させます。	健康管理課
36	乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会の推進	栄養士、保健推進員を中心とし、学校と地域が連携した食育学習を行います。 保健推進員事業として小学生及び保護者を対象とした正しい食生活のための講話や調理実習を行います。 あさひ食育アドバイザーと連携し、安心安全な地元農水産物に関する知識の普及・食文化の継承・地産地消を通じた食育活動を実施します。	健康管理課 農水産課
37	保育所等を活用した食事づくり等の体験活動や子どもの参加型の取り組みの促進	保育所等で年長児を対象に紙芝居やエプロンシアターを活用した食育教室を実施します。	子育て支援課 農水産課

	事業名	事業内容	担当課
38	保健推進員活動との連携	保健推進員の研修を実施し、食育活動の充実を促進します。 保健推進員地区活動の中で母子に関する情報を収集、伝達することで市民と保健センターとのパイプ役を担います。 食に興味を持てるよう、対象者にあった内容を検討していきます。	健康管理課
39	学校における食育推進の充実	あさひ食育アドバイザーと連携し、安心安全な地元農水産物に関する知識の普及・食文化の継承・地産地消を通じた食育活動を実施します。 小・中学校では、栄養教諭及び学校栄養職員による食に関する指導を実施します。 食育ボランティア等の積極的な活用(家庭科の授業等)を充実します。	農水産課 学校教育課

〔 現状と課題 〕

学童期から思春期にかけては、心身ともにめざましく成長する時期です。また、様々な体験を重ね、新たな取り組みに挑戦し、生きる力を身につけ、自分らしさを形成していく大切な時期でもあります。

近年、学童期から思春期において、喫煙、飲酒、薬物乱用、過剰なダイエット等、生活習慣の乱れが健康問題として浮上しています。このような現状を踏まえ、子どもたちが自分の心や身体の変化を知り、自分を大切に、健やかに成長できるよう支援することが必要です。

そこで、喫煙や飲酒、妊娠やエイズ等の健康づくりや性に関する正しい知識の普及を推進していくことが必要です。

また、学童期から思春期にかけては精神的な悩みを抱えることが多く、子どもに対する相談・支援体制を充実させていくことも重要です。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
40	思春期における心の問題の対応	心の問題に対応できるよう、養護教諭や中学校に配置されているスクールカウンセラーの活用を図ります。	学校教育課
41	地域における相談体制の充実	思春期保健に関する電話相談の充実を図ります。ひきこもり予防のために、教育委員会、民生委員、児童委員、家庭相談員と連携し、相談体制の強化に努めます。	健康管理課 子育て支援課
42	豊かな心を育てる教育の充実	乳児とのふれあい体験や保育所等での職場体験を通して、豊かな心を育てる教育を実施し、思春期保健の推進に努めます。 赤ちゃんふれあい体験教室では、実施方法や内容等事前に学校・担当講師と連携を綿密に行っていきます。	健康管理課 子育て支援課
43	学校保健の充実	性感染症予防に関する正しい知識の普及や薬物乱用防止教室を開催するなど健康に関する啓発・学習を充実します。	学校教育課

〔 現状と課題 〕

乳幼児期は急病やケガ・事故などが起こりやすい時期です。いざという時の対応方法を身につけ、できるだけ早く救急医療につなげることが重要です。

初期救急医療体制を充実させるため、小児救急医療について、県や近隣の市町村及び関係機関との連携の下に、積極的に取り組むことが課題です。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
44	救急法講習会の実施	消防署の協力を得ながら、乳幼児期に起こりやすい事故やケガ等対象方法について実技を交えて体験し、いざという時に備えられるよう啓発活動を行います。	健康管理課
45	救急医療体制の整備、充実	旭中央病院で、24時間救急診療体制を実施していますが、引き続き、休日や夜間の救急診療体制の充実に努めます。	旭中央病院

基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり

主要課題

1

児童の健全育成

〔現状と課題〕

地域の中で、児童生徒が、放課後や休日に人々との交流を通して、様々な経験を重ね、豊かな人間性を育むことのできる環境づくりが求められています。

放課後児童健全育成事業の一層の充実を図ります。また、社会教育施設等で子ども向けの教室を開催する等、安心して子どもが活動できる居場所づくりが重要です。

また、保育所等、児童相談所、地域の人々等が緊密に連携し、児童・生徒の健全育成を支援する体制の充実を図ることも課題です。

〔具体的事業〕

	事業名	事業内容	担当課
46	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実	市内全15小学校区19放課後児童クラブで実施しており、各小学校区のニーズに見合った、受入れ体制の整備及び施設の充実を図ります。	学校教育課
47	放課後児童健全育成事業(民間放課後児童クラブ)の充実	特色ある受け入れ体制が期待される民間放課後児童クラブの整備及び運営に対し支援を実施します。	子育て支援課
48	公民館、青少年教育施設等の社会資源を活用した取り組みの推進	子どもたちが安全に安心して放課後を過ごせる居場所づくりとして、ものづくりを主体とした「地域子ども教室」を開催します。 公民館において「絵本や紙芝居の読み聞かせ」や小学生向けの創作を中心とした「あそび塾」又は、外国の先生と一緒に簡単な英語を学ぶ「英語であそんでみよう」を実施します。 母親学級同窓会から育成した子育てサークルに公共施設を開放して支援します。	生涯学習課
49	子ども会、地域ボランティア、自治会等の人的資源を活用した取り組みの推進	地域の大人や青少年相談員が指導者となり、子ども会事業や地域事業の中で、様々な体験活動を実施します。	生涯学習課
50	保育所等を開放した子育て相談や在宅児の交流等の推進	保育所等で園庭開放を実施し、子育て相談や在宅児との交流等の地域活動事業を推進します。	子育て支援課

	事業名	事業内容	担当課
51	地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進	保育所等や小学校の運動会などの行事へ地域の高齢者を招待するなど、世代間の交流を推進します。 集会所、公園等の清掃を児童とともに実施し、地域の中における世代間交流を推進します。	子育て支援課 社会福祉課
52	子どもの社会参加、意見表明の推進	子ども議会を年1回実施し、小・中学生が市政への質問をする体験学習を行い、社会参加、意見表明意識の向上を図ります。 小・中学生・高校生及び青年による意見発表大会を開催し、意見表明意識の向上を図ります。	総務課 生涯学習課



〔 現状と課題 〕

子どもが健やかに成長するためには、家庭教育が重要な役割を果たしています。

近年、子育てに自信が持てず、様々な不安や悩みを抱える親が増加しています。

また、子育てに無関心な親がいる一方で、子どもに対する過剰期待、過干渉、過保護により、子どもの健やかな成長が損なわれるケースも見受けられます。

その一方で近年、学校や家庭などで子どもの衝動的行動が問題になっています。子どもに自分の行動に責任を持つことや我慢することの大切さを身につけさせていくことが重要です。

今後は、親に対して、子どもの個性を伸ばし、豊かな心を育むうえでの家庭教育の重要性を再認識させるとともに、子育てに関する知識や技術を得る機会を積極的に提供するなど、家庭教育を充実させていくことが課題といえます。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
53	発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供の促進	心豊かなたくましい子どもを育てるため、家庭教育指導員や社会教育指導員と連携し、小・中学校の保護者を対象に「家庭教育学級」を開設します。また、父親が参加しやすい環境づくりに努めます。 子育てに大切な3歳児の望ましいしつけ、健康、食育等について学習するとともに、保護者同士の仲間づくりを進めるため、3歳児の保護者を対象に「3歳児わくわく子育て教室」を開設します。 乳幼児と保護者を対象に赤ちゃんと絵本を楽しむ時間の大切さを伝えながら絵本を渡す「ブックススタート事業」を実施します。	生涯学習課

〔 現状と課題 〕

子どもが、自ら主体的に判断し、自らの様々な課題を解決する力や、たくましく生きるための健康や体力、他人を思いやる心を、学校、家庭、地域が相互に連携しながら社会全体で育んでいくことが求められています。

こうした子どもの成長のためには、家庭や学校だけでなく、地域が重要な役割を果たします。

こうしたことから、地域の人々や関係機関等の協力によって、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツクラブ活動の促進、スポーツ指導者の育成等により、地域の教育力を向上させることが課題です。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
54	世代間交流の推進	地域と学校との連携・協力による世代間の交流を推進します。	学校教育課
55	学校の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備	野球、卓球、剣道、サッカーなどのスポーツクラブ団体に学校などの施設を開放します。	体育振興課
56	生涯スポーツのための指導者の育成、確保、指導方法の工夫、改善	スポーツ推進委員制度を組織し、各地区での体育事業を推進します。また、ニーズに対応した質の高い指導者の養成、確保及び指導方法の工夫、改善への取り組みを促進します。	体育振興課
57	地域を主体としたスポーツの普及	各種スポーツ教室、市民マラソン大会、駅伝大会、健康体力づくりフェスティバルの開催などにより、健康づくりを図ります。	体育振興課
58	地域の育成団体との連携の充実	地域の育成団体と連携を図り、子ども会や青少年相談員、PTAをはじめとした地域の大人が指導者となって、地域全体で子育てを充実します。	生涯学習課

〔 現状と課題 〕

幼児期から、子どもが学ぶ力と自立心を身につけ、心身ともに健康に育つように支援していくことは、その後の人生の基礎をつくることに繋がります。

認定子ども園、幼稚園、保育所等で、就学前の子どもの育つ力や学ぶ力を育むことのできる環境をつくることが重要です。

幼児教育に係る職員の知識や能力の向上を図るため、情報交換や研修の場の拡充を図ることが課題です。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
59	幼稚園・保育所等における教育活動、教育環境の充実	教育環境の一層の充実を図り、遊びを中心とした様々な体験を通して主体的に遊ぶ力、豊かな心、自立心及び健やかな体を育むとともに、地域に開かれ保護者に信頼される就学前の教育施設づくりを推進します。	子育て支援課
60	幼稚園・保育所等と小学校の連携体制の構築	幼稚園・保育所等と小学校との情報交換を通して、一貫した指導や支援が引き継がれるようにするため、旭市就学支援ステップシートの更なる活用に努めます。	学校教育課 子育て支援課
61	幼児教育への助成の充実	保護者の負担軽減を図るため、私立幼稚園への幼稚園就園補助制度を推進します。 旭市独自の取り組みとして、第3子以降の就園児童の入園料・保育料・給食費無料化を引き続き実施していきます。	庶務課

〔 現状と課題 〕

学校教育は、家庭教育とともに、子どもが心身とも健やかに育つ上で重要な役割を果たしています。

次世代の親を育てるという観点から、児童が家庭や子育てに男女がともに協力して取り組むことの大切さを理解するようにしていくことが重要です。

また、自然や生命の尊さを学ぶとともに、他人に対して、思いやりを持って接することのできる豊かな人間性を育てていくことが重要です。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
62	個に応じた指導の充実	学力の向上を図るとともに、特別に支援を必要とする児童生徒への支援のため、学級担任等を補助しきめ細やかな指導を行う教諭補助員を配置します。	学校教育課
63	読書活動の充実	学校図書館司書の配置を進め、学校図書館の活性化や効果的活用、読み聞かせ、調べ学習等を推進するとともに、蔵書整理、貸し出し等、図書館機能の充実を図ります。	学校教育課
64	情報教育の推進	情報活用能力の向上を図るため、教科指導等における情報化を推進します。	学校教育課
65	特色ある学校づくり	「学校いきいきプラン事業」により、各小・中学校が主体性を発揮し、創意工夫を活かして教育の活性化を図り、特色ある学校づくりを推進します。	学校教育課
66	運動部活動への外部指導者の活用や地域との連携	中学校の部活動において、専門的な指導を必要とする場合、地域の指導者が支援します。	学校教育課
67	キャリア教育の推進	勤労観や職業観を養うため、小学校での職場見学や中学校での職場体験を推進します。	学校教育課
68	長欠・不登校児童生徒対策の充実	30日以上欠席者を対象に「旭市長欠対策協議会」を開催し、関連諸機関と連携した対応の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課 関係各課
69	教育相談活動の充実	小・中学校における問題行動、不登校、適応指導教室の児童生徒への対応として、スクールカウンセラーの有効活用など相談、指導の充実を図ります。	学校教育課
70	教職員研修の充実	市内小・中学校の教職員の専門性や指導力を向上させるための研修を、層別・課題別に充実します。	学校教育課

基本目標4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり

主要課題

1

子どもの安全の確保

〔現状と課題〕

子どもが交通事故に遭うことなく、安心して安全に活動できる社会が求められています。しかしながら、交通事故の犠牲になる子どもの数は少なくありません。

そこで、子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが課題です。

また、子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止という観点に立って取り組むことが求められています。

さらに、地域の安全を守るためには、警察の力だけに頼るには限界があり、地域の人々が主体的に防犯に取り組む必要があります。

子どもの防犯意識を高め、対処法を身につけるとともに、地域の人々と、警察、行政、事業者等が一体となって、地域全体で子どもの安全に取り組んでいくことが課題です。

〔具体的事業〕

	事業名	事業内容	担当課
71	交通安全教育の推進	「ベコちゃんクラブ」により幼児に対する交通指導、小学1年生を対象とした交通指導、小学生への自転車の乗り方指導を実施します。 幼稚園・保育所等や小学校において交通安全に対する実践的態度を育成するため、交通安全教室を実施します。	市民生活課
72	チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動を実施するとともに、広報や子育て学級において周知を図ります。	市民生活課
73	子どもを犯罪等から守るための取り組み	警察署、各学校等からの情報をもとに、不審者情報メールを配信し、学校や保護者と情報を共有します。学校警察連絡委員会や青少年センターを中心に、関係諸機関と連携し、犯罪の未然防止を図ります。	学校教育課

	事業名	事業内容	担当課
74	学校付近や通学路等における学校関係者や防犯団体等と連携したパトロール活動の推進	自主防犯組織の結成や育成に支援を行い、「自分たちのまちは自分たちで守ろう」の意識の高揚を図り、地域における自主的な防犯活動として防犯団体によるパトロール実施を推進します。 青少年相談員やPTA役員、スクールガード・リーダー等関係者によるパトロール活動を実施し、各機関が連携して子どもの安全の確保に努めます。	総務課 生涯学習課 学校教育課
75	子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための不審者対応訓練の実施	小・中学校において、警察、青少年センター等の外部講師による不審者対応の訓練を実施します。	学校教育課
76	「子ども110番の家」配置の推進	小学校区ごとに緊急避難場所である「子ども110番の家」の設置依頼をし、防犯協力体制の強化を図ります。	学校教育課
77	安全管理に関する取り組み	校内で発生した事件や事故などに迅速に対応するため、緊急通報システムの維持・管理をします。	学校教育課

〔 現状と課題 〕

従来のまちづくりには、障害のある方や高齢者だけでなく、子どもとその家族の利用に配慮した整備の遅れにより、利用に不便を与えている施設が見受けられます。

また、自然の遊び場や空き地が減少し、子どもたちが自然とふれあう機会が少なくなっています。公園の整備は進んできていますが、子どもが自由に遊べる場所は、十分に整備されているとはいえません。

今後は、子どもとその家族が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立って、道路等の都市環境の充実をさらに推進することが課題です。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
78	安全な道路環境の整備	子どもや子どもを連れた親のための、段差のない、幅の広い歩道の整備の推進、死傷事故発生割合が高い地域については、所轄警察署に対し信号機の設置、道路標識の導入等の危険対策を要請します。旭市通学路交通安全プログラムの策定を進めるとともに旭市通学路安全推進会議を設置します。	学校教育課 建設課 市民生活課
79	通学路の整備	通学路を中心に、自転車歩行者道、道路照明や視覚障害者誘導ブロックの設置を進め、子ども、障害者に優しい道路づくりを推進します。 危険度や優先順位を勘案し、歩道等の整備の他にカラー舗装化による歩車道の分離など、早期に実現の可能な対策を取り入れ、安全な通学路の整備を推進します。	建設課
80	公共施設等のバリアフリー化	子ども、障害者、高齢者等すべての人が安全で安心して利用できるよう、公園、公共施設の改修、新設の際に「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、各公園施設の立地条件を踏まえ、計画的なバリアフリー化を推進します。	都市整備課
81	子育て世帯への情報提供	各種のバリアフリー施設、市内公園施設のバリアフリー化状況を詳細に把握し、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供に努めます。	都市整備課
82	通学路や公園等における防犯灯の整備の推進	犯罪のない住み良い環境づくりのため、特に通学路や公園等の防犯対策として、防犯灯を増設し、夜間における安全確保を図ります。防犯灯の設置や維持管理費を助成して、防犯灯の整備を推進します。市内に設置している約5,000灯の防犯灯(区管理分含む)のLED化を実施します。	総務課

	事業名	事業内容	担当課
83	広報啓発活動による防犯意識の高揚	広報等で自主防犯パトロールなどを呼びかけます。 防犯に関する啓発記事を広報紙で定期的に掲載し、防犯意識の高揚を図ります。 警察からのお知らせを、各世帯に配布します。	総務課
84	地域ぐるみの防犯体制の強化	市民、防犯協会、関係機関との協力のもとに、防犯連絡所や「子ども110番の家」などの地域ぐるみの防犯活動を推進します。	総務課



〔 現状と課題 〕

地域の書店やコンビニエンスストア等では、性や暴力等に関する過激な表現を内容とする雑誌、ビデオ等が販売されています。また、テレビ、インターネット等のメディアには、性、暴力等の有害情報が多く含まれています。

こうした情報は、青少年の健全育成に対して、悪影響を及ぼすことになります。

そこで、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域の人々と連携、協力して、関係業界に対して自主的措置をとるよう働きかける等、こうした有害情報が、子どもの目にふれないようにしていくことが課題です。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
85	有害環境対策の推進	関係機関・団体やPTA、ボランティア、地域住民と連携・協力して、地区内パトロールをしたり関係業界に対して、有害情報が子どもの目にふれないよう要望をしていきます。	生涯学習課 学校教育課 関係各課
86	情報モラル教育の推進	インターネットの適切で安全な利用や長時間利用の弊害、メディアへの過度な依存等を含めた情報モラル教育を推進します。	学校教育課

基本目標5 保護が必要な子どもの支援体制づくり

主要課題

1

児童虐待防止対策の充実

〔現状と課題〕

家庭における児童への虐待が、大きな社会問題となっています。その背景には、親の子育て知識や経験の不足から来るストレスや育児ノイローゼなど、様々な要因が働いていると指摘されています。

このような児童虐待は、従来家庭内部の問題として処理されることが多く、なかなか表面化することはありませんでした。

しかし、子どもの人権の擁護という観点に立ったとき、この問題を見過ごすことはできません。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携を強化していくことが重要です。

特に、虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関のみならず、NPOやボランティア団体等も含めた幅広い参加のもとに、設置に取り組むことが課題です。

今後は、児童虐待の防止と発見、子どもの保護に努めるとともに、家庭内暴力や虐待などの問題を抱える家庭に対し、適切な支援をしていく体制づくりが重要です。

〔具体的事業〕

	事業名	事業内容	担当課
87	虐待防止ネットワークづくり	市町村が中心となって児童虐待防止相談の窓口として対応するにあたり、市及び児童相談所等関係機関による「旭市要保護児童対策地域協議会」を設置し、地域における児童虐待防止のネットワークづくりに取り組んでいます。 また、児童虐待を発見した場合の通告及び連携体制を整備し、早期発見、早期対応への取り組みを推進します。さらに、児童相談所等関係機関との連携を深め、総合的な支援を図ります。	子育て支援課 市民生活課
88	育児不安や虐待等に関する相談体制の整備	保健センター、旭市子育て支援センター、幼稚園・保育所等及び家庭相談員により相談事業を実施し、家庭における育児ストレスや悩みを緩和し、虐待等の防止を図ります。	子育て支援課 健康管理課

	事業名	事業内容	担当課
89	幼・保・小・中における児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止法を教職員に周知し、学校等における児童虐待の早期発見に努め、関係機関への速やかな通報と支援の連携を図ります。	学校教育課 子育て支援課
90	地域における相談活動の充実	民生委員、児童委員、人権擁護委員等の相談活動を通じて地域における支援対象者の早期発見に努めるとともに、気軽に相談できる体制づくりを図ります。	社会福祉課 市民生活課
91	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもに対するカウンセリング	スクールカウンセラー、家庭相談員等による面接、電話相談の実施及び関係機関との連携により、きめ細やかな支援を推進します。	学校教育課 子育て支援課
92	保護者に対する助言等	家庭相談員等による家庭訪問や電話での助言を随時実施し、相談しやすい環境づくりと保護者への支援に努めるとともに、相談窓口の周知啓発を図ります。	子育て支援課 学校教育課
93	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）（新規事業）	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）は、保護者の疾病、出産、看護あるいは事故等によって、児童の養育が困難になった場合、子どもを児童福祉施設等で一時的に養育、保護する事業です。多様な保育の充実を図るとともに、民間事業所等への普及に努めます。	子育て支援課

〔 現状と課題 〕

近年、離婚等の理由により、母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭が増加する傾向を示しています。母子家庭の場合、厳しい労働条件の中で働く母親が多いため、経済的にも恵まれないケースが多いうえに、重い家庭責任を担っています。

一方、父子家庭の場合、経済的には母子家庭より恵まれているものの、家事や子育ての問題が生じています。また、ひとり親家庭等の子どもは、働いている親が帰宅するまでの間家族の保護を受けることができません。

今後は、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等を充実していくことが課題です。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
94	ひとり親家庭等の福祉の充実	児童扶養手当の給付事業の実施及び母子家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、ひとり親家庭生活支援事業を推進します。 母子家庭等に対し、保育所、放課後児童クラブの入所等優先的な配慮を図ります。	子育て支援課
95	ひとり親家庭への就労支援	母子家庭自立支援のために、職業訓練に必要な経費の補助や就学期間中の経済的支援を実施するとともに、制度の周知啓発を図ります。 ひとり親家庭等の就労促進のため、民間事業者に対する協力依頼等、就労支援に努めます。	子育て支援課
96	母子父子自立支援員による支援の充実	母子父子自立支援員による、母子家庭等に対する相談体制の充実を図ります。	子育て支援課
97	母子父子寡婦福祉資金の貸付	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいないひとり親に対し、就業や就学、生活、結婚などの各種の資金貸付(無利子)を行います。	子育て支援課
98	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)(新規事業)	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)は、ひとり親家庭の保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設等で一時的に養育、保護する事業です。多様な保育の充実を図るとともに、民間事業所等への普及に努めます。	子育て支援課

〔 現状と課題 〕

障害のある子どもの親の中には、子どもの介護のために重い負担を背負っている人が少なくありません。

ノーマライゼーションの理念のもとに、障害児やその家族が地域の人々と交流していけるように、意識啓発をすることが大きな課題といえます。

また、障害の早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障害児の訓練育成を充実させ、障害のある子どもの社会的自立を支援していくことが課題です。

さらに、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障害児に対して、教員の理解を深めるよう、研修の場を拡充させる等、適切な支援を行うことが重要です。

さらに、幼稚園・保育所等や放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進することも重要な課題です。

〔 具体的事業 〕

	事業名	事業内容	担当課
99	障害児保育への対応	保育所等や放課後児童クラブで、障害を持つ児童の受入れに努め、施設設備、職員体制の充実を図りながら、障害を持たない児童との統合保育を行い、障害児保育の充実を推進します。 また、障害を持つ子ども一人ひとりに合った個人別指導内容を作成し、医療機関等との連携をさらに強化します。	子育て支援課
100	児童発達支援センターの整備の推進	障害児の早期療育のために、小児リハビリテーション、療育相談等を行う児童発達支援センターの整備を推進します。推進にあたっては、医療との連携に配慮し、広域的な利用を視野に入れて近隣市町と協力し進めます。	社会福祉課
101	障害児在宅福祉サービス等の充実	放課後デイサービス、保育所等訪問支援の充実を図ります。 また、障害児補装具給付事業、重度障害児等日常生活用具等給付事業、日中一時支援事業、移動支援事業を推進します。	社会福祉課 子育て支援課
102	乳幼児健康診査による障害の原因となる疾病等の早期発見、治療の推進	乳幼児健診や育児相談、ことばや発達の相談の場で発育、発達等の遅れの疑いがある場合、医療機関への精密検査票を活用し専門医や相談先を紹介し受診を勧奨します。	健康管理課

	事業名	事業内容	担当課
103	相談体制の整備	相談支援事業により、障害児の療育相談に特化した相談所を(社)ロザリオの聖母会 ロザリオ発達支援センターに設けます。また、地域活動支援センター等において、障害者全般の相談に応じます。 民生委員、児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等と連携し、障害者やその家族等からの各種相談に応じられる体制の充実を図ります。 障害児の就学や保育所、幼稚園への入園についての相談体制の充実を図ります。	社会福祉課 子育て支援課
104	関係機関との連携等	保健センター、社会福祉協議会、児童相談所、家庭児童相談室、特別支援学校、子育て支援センター等の関係機関との連携を強化し、保護者の不安を軽減するよう努めます。 各種親の会に対し、保護者の輪づくりを促進します。 平成25年度に市が設置したこども発達センターにより、児童発達支援事業の拡充を図ります。 旭市地域自立支援協議会を活用し、相談支援事業、各種サービスを総合的に調整、推進します。	社会福祉課 健康管理課 子育て支援課
105	特別支援学校卒業生の就労支援	東総障害者就業・生活支援センターを中心に、地域自立支援協議会、教育、福祉等の関係機関と連携し、就業面及び生活面の一体的な支援の充実を図ります。 福祉作業所における就業体験の実施等就職支援の充実を図ります。	社会福祉課



第5章 子ども・子育て 支援事業計画の概要



1 新制度の事業の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連三法に基づく制度のことをいいます。主なポイントは「保育の量的拡大・確保」「認定こども園の普及」「地域子ども・子育て支援の強化」です。

(1) 現行制度の概要

現行制度における各施設の概要は以下の通りです。

認定こども園	就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する施設です。親の就労の有無にかかわらず0歳から就学前までの子どもを対象にした教育・保育サービスを実施しています。 認定こども園は施設によって、認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営をする「幼保連携型」、認可幼稚園が保育所機能を備えた「幼稚園型」、認可保育所が幼稚園機能を備えた「保育所型」、認可されていない地域の教育・保育施設が必要な機能を果たす「地方裁量型」の4つのタイプがあります。
幼稚園	満3歳から就学前までの子どもを対象とする教育施設です。就学前の子どもに適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設で、学校教育法に基づいています。
認可保育所	保護者の労働や疾病などの事由により保育に欠ける0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものです。児童福祉法に基づきます。
小規模な保育施設	定員19人以下で、0歳から2歳までの保育を行う施設です。
保育ママ（家庭的保育）	保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する形態です。

※「認定こども園」「小規模な保育施設」「保育ママ（家庭的保育）」は、旭市内において実施している事業所等はありません。

(2) 教育・保育事業の新制度への流れ

新制度では、都市部を中心に保育所待機児童が存在するため、保育の量的拡大・確保に取り組みます。

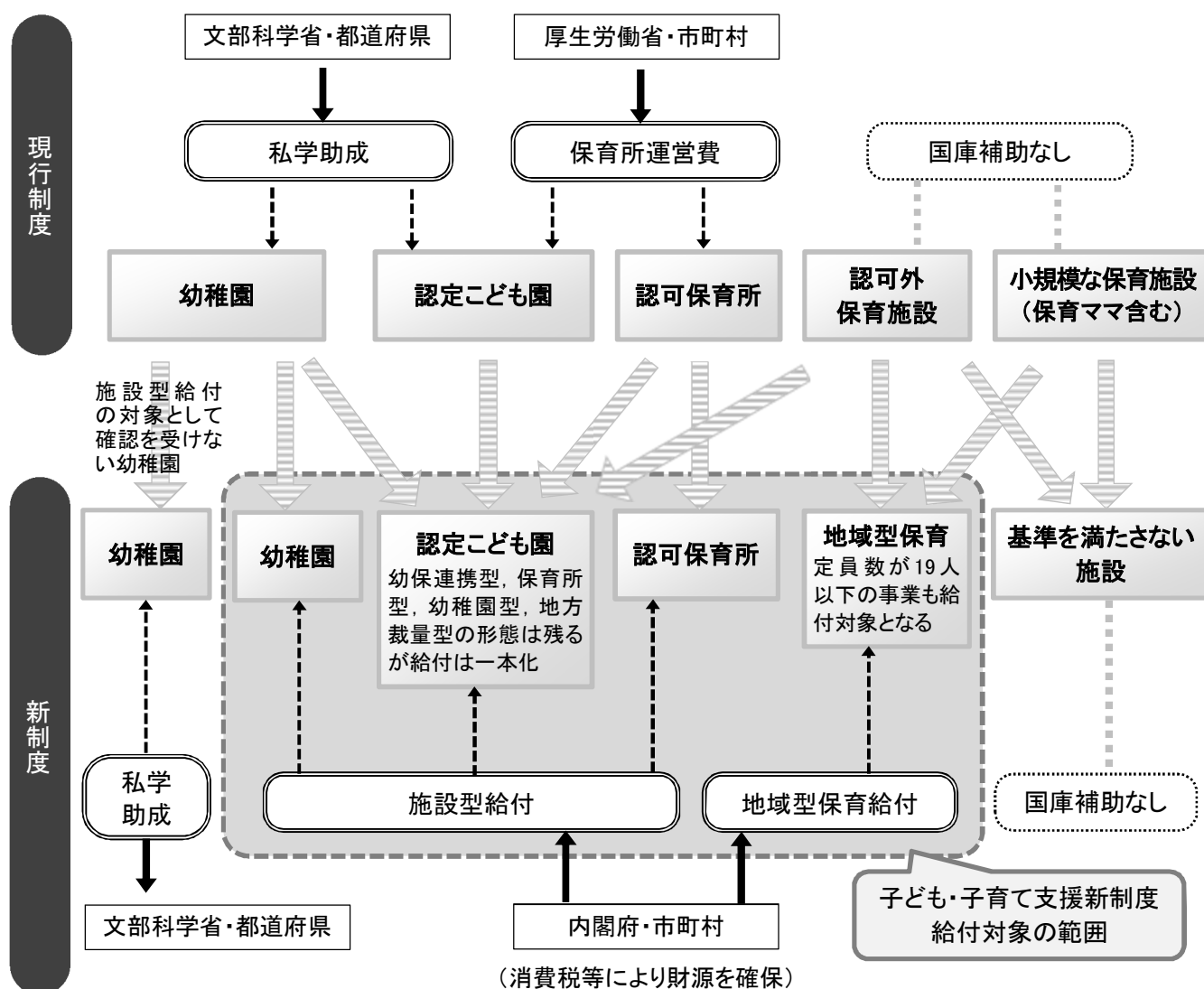
① 認定こども園・認可幼稚園・認可保育所の新制度への流れ

現行の認定こども園、認可幼稚園、認可保育所については、認可幼稚園が文部科学省管轄、認可保育所が厚生労働省管轄であり、財源も異なっていましたが、新制度では施設型給付として財源が内閣府に一本化されます。

② 認可外保育施設及び小規模な保育等の新制度への流れ

現行の認可外保育施設（家庭保育室）及び小規模な保育等は、これまで国庫補助の対象とされていませんでしたが、新制度で地域型保育事業として基準を満たすと、地域型保育給付対象となり財政支援が新たに行われます。

図表 新制度のポイント「保育の量的拡大・確保」



(3) 新制度の全体像

新制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

①子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

◆ 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「認可幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

◆ 地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図表 地域型保育事業の構成

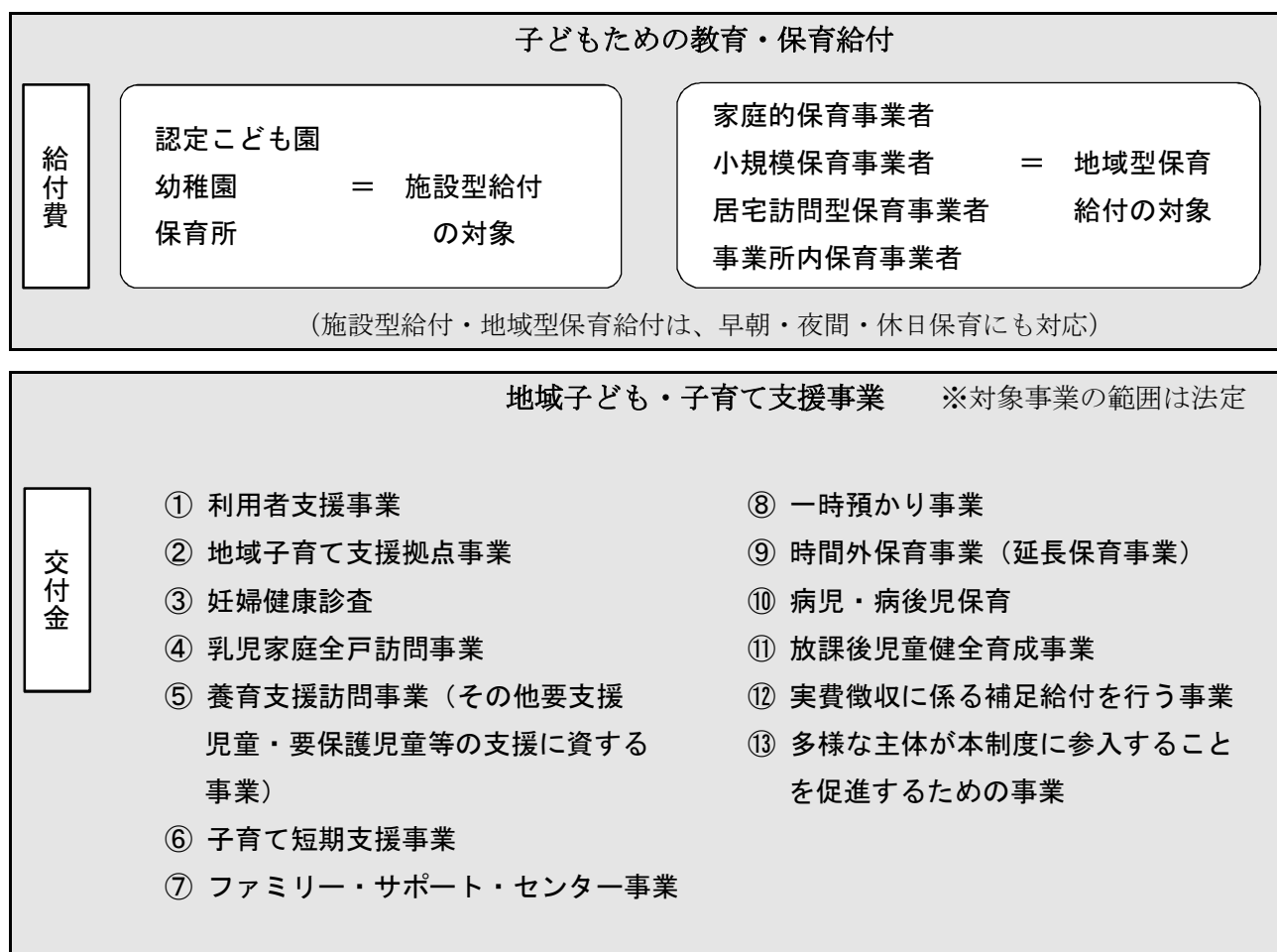
認可 定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型 保育 事業主体：市町村、 民間事業者等	事業所内保育
	6人以上			
	5人以下	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		事業主体： 事業主等
	1人以上			
保育の 実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども ＋ 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、旭市では、13事業以外にも、第3子以降のお子さんを出産された子育て世帯へのお祝い金を支給する出産祝金支給事業や、0歳から1歳児までの乳幼児を養育する保護者へ紙おむつ購入券を支給する乳幼児紙おむつ給付事業など、市独自の施策を今後も展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

図表 新制度の事業の全体像



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの。

2 保育認定について

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

①認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	認定こども園 認可幼稚園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	認定こども園 認可保育所
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	認定こども園 認可保育所 小規模保育事業 等

②認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

(1) 事由

ア、就労

フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

イ、就労以外の事由

保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由

(2) 区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

ア、保育標準時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
(現行の11時間の開所時間に相当)

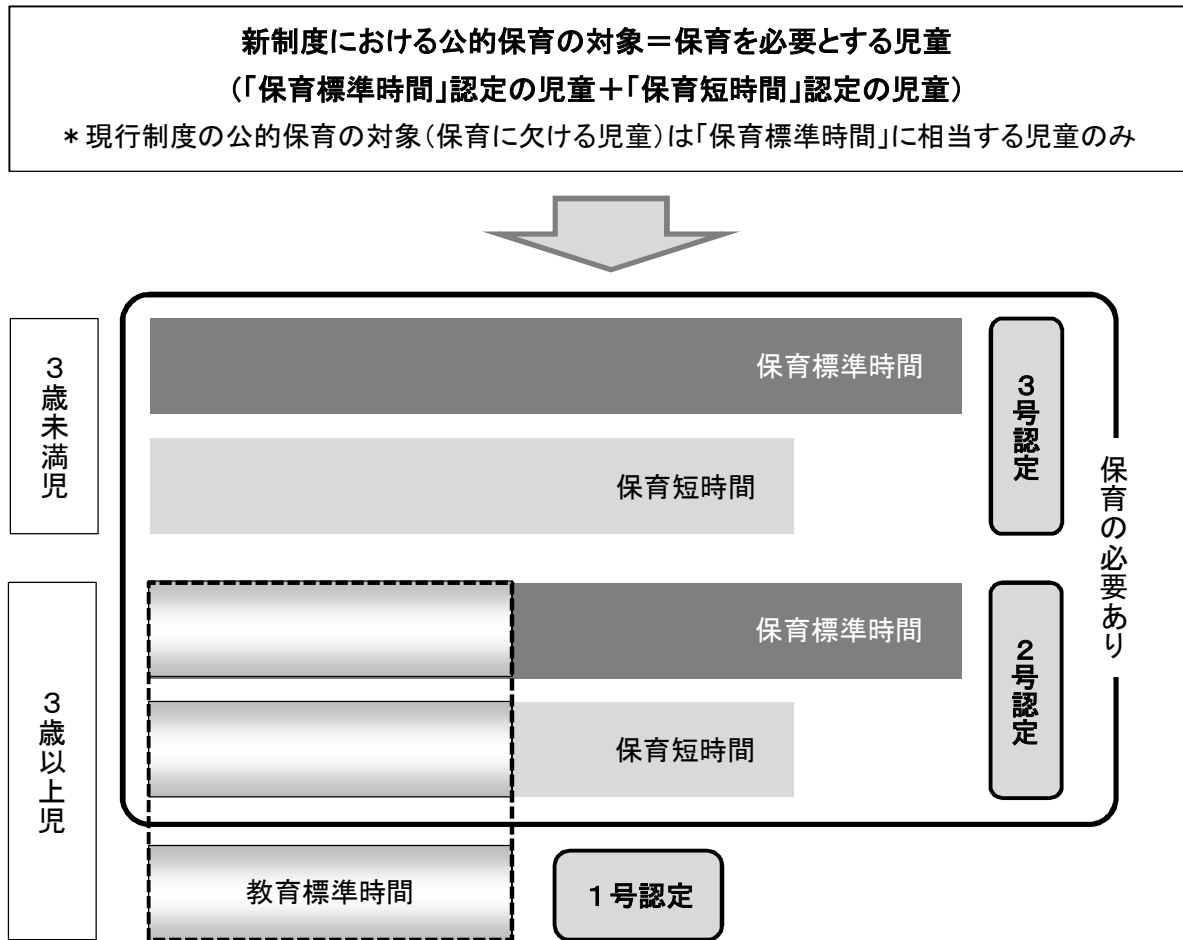
イ、保育短時間

主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
(旭市では、下限時間を48時間以上と設定)

(3) 優先利用

ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

図表 保育の必要量の認定



図表 保育の必要性の認定

①事由	×	②区分(保育必要量)	×	③優先利用
1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障害 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 職業訓練 9 虐待のおそれがあること 10 DVのおそれがあること 11 育児休業取得時に、すでに保育を利用していること 12 その他市町村が定める事由		1 保育標準時間 2 保育短時間		1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障害を有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 地域型保育事業の卒園児童 9 その他市町村が定める事由

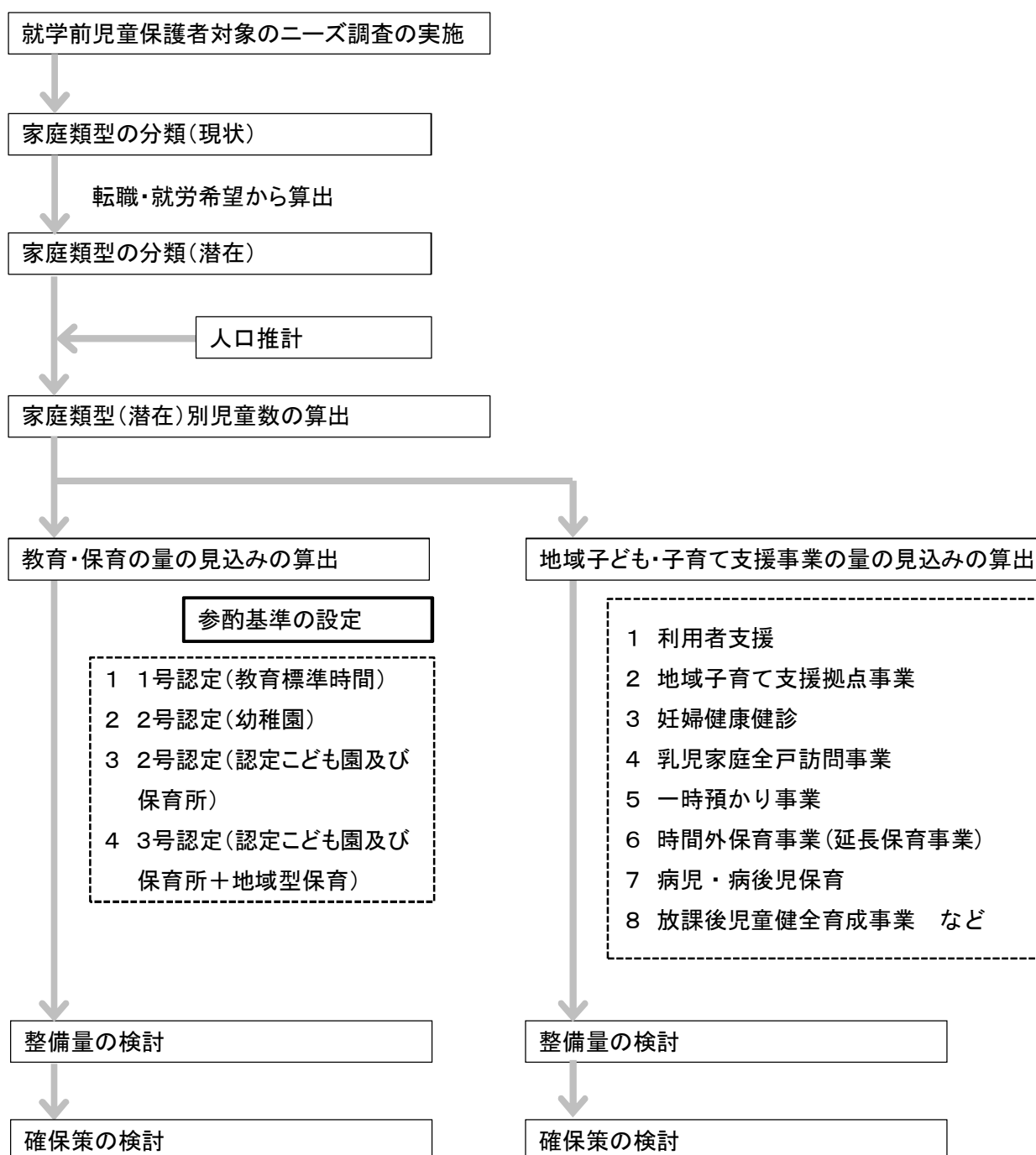
第2節 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計



1 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、就学前児童保護者対象のニーズ調査結果をもとに施設型給付・地域型保育給付の展開にあたっての考え方や教育・保育量の見込み、確保方策等を検討しました。

図表 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計のフロー



2 施設型給付・地域型保育給付の展開にあたっての考え方

施設型給付・地域型保育給付を展開するにあたって、平成31年度に向けて次の3つの参酌標準を設定します。

(1) 教育・保育事業を利用する割合

0～5歳の人口における教育・保育事業を利用する割合について、現状では68.8%ですが、親の就労の有無にかかわらず0歳から就学前までのすべての子どもを対象とする認定こども園への移行や私立幼稚園の低年齢児保育の実施等により、平成31年度には73.3%をめざします。

図表 教育・保育事業利用者の人数

	0～5歳の人口	教育・保育事業利用者	0～5歳の人口に占める割合
現 状	3,123	2,148	68.8%
平成31年度	2,834	2,078	73.3%

※ 平成31年度 0～5歳の人口：旭市公共施設白書より

※ 平成31年度 教育・保育事業利用者：「教育・保育量の見込みと確保方策」より

(2) 教育・保育事業利用者の内訳の割合

教育・保育事業を利用する割合の内訳は、平成31年度には、幼稚園3.5%、保育所45.1%、認定こども園24.7%、小規模保育所2.8%をめざします。

図表 教育・保育事業の施設数

(単位：施設)

	施設整備等（予定）	幼稚園	保育所	認定こども園	小規模保育
現状	—	4	18	0	0
0～5歳の人口に占める割合	—	13.1 %	55.7 %	0.0 %	0.0 %
平成27年度	—	4	18	0	0
平成28年度	※ 認定こども園(2園)	2	18	2	2
平成29年度	※ 認定こども園(1園)	2	17	3	2
平成30年度	※ 認定こども園(1園)	1	17	4	2
平成31年度	—	1	17	4	2
0～5歳の人口に占める割合	—	3.5 %	45.1 %	24.7 %	2.8 %

(3) 教育事業利用者の市内・市外施設の割合

旭市内居住者の教育事業利用者における「市内施設：市外施設」の割合や目標は、本市において、現状では該当者がいないことや、市内利用者に対して、多くの定員数が確保できていることなどにより設定せず、個別での対応といたします。

図表 教育事業利用者における市内施設・市外施設の人数・割合

(単位：人)

	市内施設 (1号認定)	市外施設 (1号認定)
現状	408	0
0～5歳の 人口に占める割合	13.1 %	0.0 %
平成27年度	399	—
平成28年度	392	—
平成29年度	385	—
平成30年度	378	—
平成31年度	371	—
0～5歳の 人口に占める割合	13.1 %	—

3 教育・保育量の見込みと確保方策

市内に居住する児童の教育・保育の量の見込みと確保方策（確保体制）は次のとおりです。なお、施設型給付及び地域型保育給付の1号認定・2号認定・3号認定の内訳は、旭市に居住する児童の見込みから算出しています。

図表 市内に居住する児童の教育・保育量の見込みと確保方策の内訳

（単位：人）

			市内に居住する児童					
			市内の施設を利用(③)			市外の施設を利用(④)		
			1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
平成 27 年度	必要量の見込総数(①)		399	1,134	538	0	15	20
	確保 体制 (②)	施設型給付	0	1,200	575	0	15	20
		地域型保育給付	—	—	0	—	—	0
		認可外保育	—	10	20	—	0	0
		確認を受けない幼稚園	790	—	—	0	—	—
	受入定員数 ②－①		391	76	57	0	0	0
平成 28 年度	必要量の見込総数(①)		392	1,114	618	0	15	20
	確保 体制 (②)	施設型給付	380	1,200	575	0	15	20
		地域型保育給付	—	—	80	—	—	0
		認可外保育	—	10	20	—	0	0
		確認を受けない幼稚園	340	—	—	0	—	—
	受入定員数 ②－①		328	96	57	0	0	0
平成 29 年度	必要量の見込総数(①)		385	1,093	618	0	15	20
	確保 体制 (②)	施設型給付	480	1,200	575	0	15	20
		地域型保育給付	—	—	80	—	—	0
		認可外保育	—	10	20	—	0	0
		確認を受けない幼稚園	100	—	—	0	—	—
	受入定員数 ②－①		195	117	57	0	0	0
平成 30 年度	必要量の見込総数(①)		378	1,074	618	0	15	20
	確保 体制 (②)	施設型給付	580	1,200	575	0	15	20
		地域型保育給付	—	—	80	—	—	0
		認可外保育	—	10	20	—	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	—	—	0	—	—
	受入定員数 ②－①		202	136	57	0	0	0
平成 31 年度	必要量の見込総数(①)		371	1,054	618	0	15	20
	確保 体制 (②)	施設型給付	580	1,200	575	0	15	20
		地域型保育給付	—	—	80	—	—	0
		認可外保育	—	10	20	—	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	—	—	0	—	—
	受入定員数 ②－①		209	156	57	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

家族類型（潜在）から意向率・意向日数等を計算し、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出します。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは次のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業区分		単位	実績	見込	推計				
			平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用者支援事業		か所	0	0	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業		人回	16,500	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800
妊婦健康診査 （妊婦一般健康診査事業）		人	5,867	6,916	6,454	6,328	6,174	6,048	5,922
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）		人	480	457	448	439	429	420	411
一時預かり事業	幼稚園の 預かり保育	人日	17,210	19,750	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800
	保育所の 一時預かり	人日	4,879	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
時間外保育事業（延長保育事業）		人	185	190	190	190	190	190	190
病児・病後児保育事業		人日	530	538	540	540	540	540	540
放課後児童 健全育成事業	低学年	人	468	557	560	560	560	560	560
	高学年	人	60	66	70	70	70	70	70



第6章

施設型・地域型 保育給付等事業計画



第1節 施設型給付（法定給付）



1 認定こども園

- ①計画期間中に、市内に幼保連携型認定こども園を整備します。
- ②現在の幼稚園及び保育所から、認定こども園への移行を推進します。

【年度別見込量】

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
認定こども園 市内利用者(人)	0	0	0	410	600	700	700

【見込み量確保に向けての方策】

- ・今後のサービス利用の増加に対応できるよう、サービス利用者に適切な情報提供を行い、幼稚園及び保育所から、認定こども園への移行を支援します。

2 幼稚園

認可幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行及び認定こども園への移行を推進します。

【年度別見込量】

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
幼稚園 市内利用者(人)	354	408	399	160	100	100	100

※平成25年度(実績)は、平成25年5月1日の旭市内在住の幼稚園利用者数

※平成26年度(見込)は、平成25年10月1日見込の旭市内在住の幼稚園利用者数

【見込み量確保に向けての方策】

- ・現在の利用状況及び利用意向を踏まえて、受け入れ体制の充実を図ります。

3 認可保育所

- ①現在の認可保育所18か所を運営しながら、認定こども園への移行を推進します。
- ②第3子以降保育料の無料化を引き続き実施し、経済的な理由等での潜在的保育ニーズを支援します。

【年度別見込量】

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
認可保育所 市内利用者(人)	1,738	1,740	1,707	1,589	1,431	1,305	1,278

【見込み量確保に向けての方策】

- ・現在の保育の利用状況及び利用意向を踏まえて、受け入れ体制の充実を図ります。



第2節 地域型保育給付（法定給付）



旭市では施設型給付事業に加え、保育の質を確保した上で、地域型保育事業を積極的に活用し、多様な施設・事業の中から利用者が選択する仕組みをつくります。

1 家庭的保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について 家庭的保育者＊ の居宅その他の場所で、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。

＊家庭的保育者……市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者

【見込み量確保に向けての方策】

- ・今後のサービス利用の増加に対応できるよう、研修の場の拡充を図る等家庭的保育者の育成を図ります。

2 小規模保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。

- ①0～2歳の保育は小規模保育事業を中心に拡充します。
- ②私立幼稚園等が設置・運営する小規模保育事業を支援します。

【年度別見込量】

	平成 25年度 （実績）	平成 26年度 （見込）	平成 27年度 （推計）	平成 28年度 （推計）	平成 29年度 （推計）	平成 30年度 （推計）	平成 31年度 （推計）
小規模保育事業 市内利用者（人）	0	0	0	80	80	80	80

【見込み量確保に向けての方策】

- ・今後のサービス利用の増加に対応できるよう、サービス事業者の参入を図ります。

3 事業所内保育事業

事業主（企業）等が、従業員の主に満3歳未満の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。

【見込み量確保に向けての方策】

- ・今後のサービスの増加に対応できるよう、各事業者（企業）への情報提供に努めるとともに、事業への参加の働きかけを行います。

4 居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。

【見込み量確保に向けての方策】

- ・今後のサービス利用の増加に対応できるよう、研修の場の拡充を図る等家庭的保育者の育成を図ります。



第7章 地域子ども・子育て 支援事業計画





1 利用者支援事業（新規）（法定）

市窓口及び子育て支援センターに「旭市版保育コーディネーター」を配置し、子どもや保護者または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう支援を行います。

そのために、情報集約を行うとともに、教育・保育施設等の利用にあたって、相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整も行います。

対応人員については、必要人数を配置します。

【年度別見込量】

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)	平成 31年度 (見込)
利用者支援事業 実施場所（か所）	0	0	1	1	1	1	1	1

【見込み量確保に向けての方策】

- ・利用者支援事業については、市窓口（子育て支援課）を中心として行っていた支援事業を拡充し、各地域実情を踏まえて柔軟対応ができるよう、支援体制の強化を図ります。
- ・市民からの要望に適切に応えることができるよう、研修の場の充実を図る等、担当する職員の知識と能力の向上を図ります。
- ・担当する職員を中心として、支援のために適切な調整ができるよう、関係機関との連携の強化を図ります。

2 地域子育て支援拠点事業（法定）

子育て支援センターを整備し、ポピュレーションアプローチ（集団支援）とマネジメント（個別支援）のすみ分けを行います。

課題に対応できる高い専門性を有する職員を配置するなど、地域子育て支援拠点における相談支援機能を強化し、子育てケアマネジメントを実施します。

【年度別見込量】

	平成 25年度 （実績）	平成 26年度 （見込）	平成 27年度 （推計）	平成 28年度 （推計）	平成 29年度 （推計）	平成 30年度 （推計）	平成 31年度 （推計）
地域子育て支援拠点事業 利用者数（人回）	16,500	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800

【見込み量確保に向けての方策】

- ・利用者の相談に適切に対応できるよう、地域の実情を踏まえて、子育て支援センター等の拠点施設の整備を図ります。



1 乳児家庭全戸訪問事業（法定）

保健センターの保健師が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。旭市では「こんにちは赤ちゃん事業」という名称で実施しています。

【年度別見込量】

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
乳児家庭全戸訪問事業 年間利用者数（人）	480	457	448	439	429	420	411

【見込み量確保に向けての方策】

- ・訪問を必要とする家庭すべての家庭に対して、保健師や助産師が訪問できるよう、訪問実績等踏まえて、人材の確保と育成を図ります。



1 一時預かり事業（法定）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かる事業です。

旭市では、これまでもすべての公立保育所で一時預かり事業を行うなど整備を行ってまいりましたが、今後も柔軟で利用しやすい一時預かり事業のあり方を検討します。

【年度別見込量】

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
幼稚園の預かり保育 利用者数（人日）	17,210	19,750	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800
一時預かり事業 利用者数（人日）	4,879	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900

【見込み量確保に向けての方策】

- ・現在の保育所の一時預かり事業や幼稚園における預かり保育の利用状況や利用意向を踏まえて、サービス提供事業者の参入を促進します。

2 時間外保育事業（延長保育事業）（法定）

時間外保育事業（延長保育事業）は、保育標準時間11時間（保育短時間にあつては8時間）を超えて保育サービスを提供する事業です。

公立中央第一保育所・干潟保育所及び私立5保育園では、保育標準時間11時間を超えて保育サービスを提供しています。

【年度別見込量】

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
時間外保育(延長保育) 利用者実人数(人)	185	190	190	190	190	190	190

【見込み量確保に向けての方策】

- ・現在の利用状況や利用意向を踏まえて、サービス提供体制の拡充を図ります。

3 病児・病後児保育事業（法定）

児童が発熱等の急な病気となった場合や病気回復期にある場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

現在は、病児・病後児保育を公立干潟保育所と私立鶴巻保育園で実施しています。

【年度別見込量】

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
病児・病後児保育 年間総利用者数(人)	530	538	540	540	540	540	540

【見込み量確保に向けての方策】

- ・現在の利用状況や利用意向を踏まえて、サービス提供体制の拡充を図ります。
- ・保育の質の確保を図るための支援を行います。

4 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（法定）

労働などの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休業中、生活の場を提供し、保護者に代わって保育を行う事業です。

また、子どもの意見の把握も含めた現在の児童クラブ等放課後の過ごし方の検証を行います。

【年度別見込量】

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
低学年(小学1～3年) 実利用者数(人)	468	557	560	560	560	560	560
高学年(小学4～6年) 実利用者数(人)	60	66	70	70	70	70	70

【見込み量確保に向けての方策】

- ・現在の利用状況や利用意向を踏まえて、民間の事業者の参入も含め受け入れ体制の拡充を図ります。



第4節 その他の事業



1 妊婦健康診査（妊婦一般健康診査事業）（法定）

母子健康手帳に「妊婦健康診査受診票・助成券」を添付し、妊婦健康診査費用の一部（14回分）を助成しています。

【年度別見込量】

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
妊婦一般健康診査 年間利用者（人）	5,867	6,916	6,454	6,328	6,174	6,048	5,922

【見込み量確保に向けての方策】

- ・手帳配布時に事業内容の説明を行い、健康診査の受診率の向上を図ります。



第8章 資料編



1 旭市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、旭市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 法第61条第7項に規定する子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子育て支援事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、4年とし、連続して委嘱できる期数は、3期までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 旭市子ども・子育て会議委員名簿

〔任期〕平成25年12月1日～平成29年11月30日

※敬称略

氏 名	区 分	摘 要	備考
鈴木 正美	第5条第1号に規定する 学識経験者	教育・児童福祉等に関して広く、 深い見識を持った方	会長
林 芳枝	第5条第1号に規定する 学識経験者	教育・児童福祉等に関して広く、 深い見識を持った方	
鈴木 志敏	第5条第2号に規定する 教育関係者	旭市校長会	
鈴木 教義	第5条第2号に規定する 教育関係者	民間幼稚園 (あさひこひつじ幼稚園 園長)	
田邊 房代	第5条第3号に規定する 保育関係者	民間保育園 (おうめい保育園 園長)	
高木 智子	第5条第4号に規定する 子育て支援事業に従事 する者	地域子ども・子育て支援事業 従事者	副会長
鈴木 洋隆	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	旭市PTA連絡協議会	平成25年12月1日～ 平成26年5月31日
諸持 重徳	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	旭市PTA連絡協議会	平成26年6月1日～
加瀬 栄子	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	私立幼稚園入所児童の保護者	
石毛 みさと	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	私立保育所入所児童の保護者	
神原 郁実	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	公立保育所入所児童の保護者	
日下 恵梨子	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	公立保育所入所児童の保護者	
石見 千賀子	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	公立保育所入所児童の保護者	
戸村 美智子	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	公立保育所入所児童の保護者	
角崎 勝美	第5条第6号に規定する 市長が必要と認める者	旭市民生委員児童委員連絡協議会	
柳 明美	第5条第6号に規定する 市長が必要と認める者	旭市保健推進員協議会	

3 施設一覧

〔旭市役所〕

施設名称	住所	電話番号
旭市役所（代表）	旭市二の1920	62-1212
子育て支援課子育て支援班		62-8012
子育て支援課保育班		62-5313
社会福祉課障害福祉班		62-5351
健康管理課予防班（旭保健センター）	旭市二の2787-1	63-8766
健康管理課支援班（飯岡保健センター）	旭市横根3520	57-3113

〔旭市教育委員会〕

施設名称	住所	電話番号
庶務課庶務班	旭市高生1 （海上支所内）	55-5721
学校教育課学務班		55-5724
学校教育課指導班		55-5726
生涯学習課社会教育班		55-5727

〔地域子育て支援拠点事業/子育て相談窓口〕

施設名称	住所	電話番号
旭市子育て支援センターハニカム	旭市二の1920	62-7099
子育て支援センターおひさま	旭市口の245-3	64-1515
おうめい子育て支援センター	旭市江ヶ崎12-2	55-3328
サポートセンターつるまき子供の丘	旭市蛇園5354	50-3012
子育て支援センターたんぽぽ	旭市入野2170-5	68-2120

〔相談窓口〕

施設名称	住所	電話番号
家庭児童相談室（子育て支援課）	旭市二の1920	62-5362
教育相談（学校）（学校教育課）	旭市高生1	55-5726
教育相談（家庭）（生涯学習課）	旭市高生1	55-5747

〔児童発達支援事業〕

施設名称	住所	電話番号
旭市こども発達センター	旭市高生1	74-3733

〔私立幼稚園〕

施設名称	定員	住所	電話番号
旭幼稚園	240	旭市口の898	62-0788
あさひこひつじ幼稚園	360	旭市二の6544	63-3700
うなかみ幼稚園	100	旭市後草1516	55-2643
飯岡幼稚園	90	旭市飯岡2126	57-3332

〔公立保育所〕

施設名称	定員	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	時間外 (延長)	病児 病後児
旭市立中央第一保育所	150	旭市ハの58-6	62-2378	7時15分～19時15分	○	○	
旭市立中央第二保育所	85	旭市二の2390	63-6051	7時15分～18時15分	○	○	
旭市立中央第三保育所	90	旭市イの1835	63-7700	7時15分～18時15分	○	○	
旭市立日の出保育所	120	旭市野中4545	62-0704	7時15分～18時15分	○	○	
旭市立とみうら保育所	120	旭市中谷里3366	62-2600	7時15分～18時15分	○	○	
旭市立ゆたか保育所	90	旭市井戸野2396	62-2580	7時15分～18時15分	○	○	
旭市立共和保育所	120	旭市新町771-1	62-0615	7時15分～18時15分	○	○	
旭市立池の端保育所	90	旭市江ヶ崎1057	62-3456	7時15分～18時15分	○	○	
旭市立海上保育所	60	旭市岩井196	55-3070	7時15分～18時15分	○	○	
旭市立いいおか保育所	100	旭市萩園1752-1	57-3242	7時15分～18時15分	○	○	
旭市立まんざい保育所	60	旭市萬歳356	68-2510	7時15分～18時15分	○	○	
旭市立古城保育所	90	旭市鎬木1966	68-2206	7時15分～18時15分	○	○	
旭市立干潟保育所	100	旭市鎌数9401-3	62-0397	7時15分～19時15分	○	○	○

〔私立保育園〕

施設名称	定員	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	時間外 (延長)	病児 病後児
サンライズベビーホーム	70	旭市口の245-3	64-1515	7時00分～19時00分		○	
おうめい保育園	200	旭市江ヶ崎12-2	55-3328	7時00分～19時00分	○	○	
鶴巻保育園	100	旭市蛇園5354	55-3201	7時00分～19時00分		○	○
ひかり保育園	90	旭市飯岡2115-2	57-2884	7時30分～19時00分	○	○	
干潟町中央保育園	60	旭市入野2170-5	68-2120	7時30分～19時30分	○	○	

〔公立小学校・中学校〕

施設名称	住所	電話番号
旭市立中央小学校	旭市ハの74	62-0142
旭市立琴田小学校	旭市琴田2864-1	62-0876
旭市立干潟小学校	旭市鎌数9508	62-2502
旭市立富浦小学校	旭市中谷里3383-2	62-2700
旭市立矢指小学校	旭市椎名内1278	62-0734
旭市立共和小学校	旭市新町771	62-0179
旭市立豊畑小学校	旭市井戸野2738	62-2581
旭市立鶴巻小学校	旭市蛇園5533	55-2240
旭市立滝郷小学校	旭市清滝821	55-3009
旭市立嚶鳴小学校	旭市高生3610	55-2161
旭市立三川小学校	旭市三川4643	57-2072
旭市立飯岡小学校	旭市飯岡2020-1	57-2048
旭市立中和小学校	旭市清和甲181	68-2046
旭市立萬歳小学校	旭市萬歳惣堀番外1	68-2027
旭市立古城小学校	旭市鎗木2699	68-2421
旭市立第一中学校	旭市ハの2304	62-0159
旭市立第二中学校	旭市ニの2510-1	62-0049
旭市立海上中学校	旭市高生77	55-2150
旭市立飯岡中学校	旭市萩園1267	57-2119
旭市立干潟中学校	旭市入野2170	68-2456

〔公園等〕

施設名称	住所	電話番号
旭スポーツの森公園（旭市総合体育館）	旭市ニの 5491	64-1101
袋公園	旭市鎌数4013	—
旭文化の杜公園	旭市ハの250-1	—
三川ふれあい公園	旭市三川3719-4	—
海上コミュニティ運動公園	旭市高生 7	—
滝のさと自然公園	旭市岩井 1000	—
万歳自然公園	旭市桜井 363-1	—
中央児童遊園	旭市口の1425	—
長熊釣堀センター	旭市萬力3566-1	68-4602
海上キャンプ場	旭市岩井1000	55-5250
いいおかみなと公園	旭市下永井814	—

旭市子ども・子育て支援事業計画

平成27年 3 月

旭市 子育て支援課

〒289-2595

旭市二の1920

TEL 0479-62-8012

